

令和 8 年 3 月 16 日

◎西内委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9 時 57 分開会)

◎西内委員長 本日の委員会は13日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

〈都市計画課〉

◎西内委員長 それでは、都市計画課の説明を求めます。

◎中西都市計画課長 都市計画課の令和 8 年度当初予算及び令和 7 年度補正予算について御説明いたします。

最初に、令和 8 年度当初予算についてです。タブレットの 1 ページを御覧ください。歳入予算です。

まず、7 款分担金及び負担金は、県単独事業や国の交付金事業で行う街路事業に対する関係市からの負担金です。

次に、8 款使用料及び手数料は、屋外広告物の許可申請や業者登録に係る手数料、開発や盛土等の許可申請に係る手数料です。

9 款国庫支出金は、街路事業や三次元都市モデル整備、盛土基礎調査、市町村事業の指導監督などに対する国からの交付金等です。

2 ページを御覧ください。

14 款諸収入は、主に都市計画基礎調査の経費に対する関係市町からの負担金などです。

15 款県債は、街路事業の財源に充当するものです。

以上、歳入予算の合計は17億1,255万4,000円です。

次に、歳出予算についてです。3 ページを御覧ください。

右の説明欄に記載されている順に、主なものについて御説明いたします。

1 目都市計画費の、1 都市計画策定費は、都市計画審議会の運営経費や調査等委託料、三次元都市モデル整備、都市計画協会など関係団体に対する負担金などです。

その中でも、下から 2 行目の三次元都市モデル整備等業務委託料は、三次元都市モデルの整備を須崎市から宿毛市までの沿岸 8 市町で促進するための経費であり、これをもって県内沿岸19市町村の津波浸水区域の整備が完了するものです。

4 ページを御覧ください。

3 行目の、2 都市計画規制費の 2 つ下にあります盛土基礎調査委託料は、既存の盛土等について、応急対策の必要性の有無や安全性を把握する優先度の調査を行うものです。

その下の、盛土等情報管理システム構築委託料は、県内で許可、届出を行った盛土等及び既存の盛土等に関わる情報を一元管理し、市町村との情報共有や住民への情報発信に活用するためのシステムを構築するための経費です。

次の、3 都市施設管理費の 2 つ下にあります工事監理委託料、改修工事請負費は、県が

管理するＪＲ高知駅の大屋根において、照明をＬＥＤ化するための工事に関わる経費です。

５ページを御覧ください。

２目都市整備費の、１屋外広告物等指導規制費は、屋外広告物行政推進のための屋外広告物審議会の運営に要する経費や、屋外広告物の調査、指導、啓発等に要する経費です。

２都市計画街路単独事業費は、国の交付金事業と一体となって、朝倉駅針木線など６路線の整備を行うものです。

６ページを御覧ください。

３目都市施設整備費の、１都市計画街路事業費は、国の交付金を活用し、高知南国線など５路線の整備を行うものです。

７ページを御覧ください。

以上、令和８年度の歳出予算の合計は１９億５,６９０万５,０００円で、前年度と比較しますと、６億７,９９３万２,０００円の増となっております。

主な要因としては、来年度から朝倉駅針木線北工区の用地補償に本格着手することや、はりまや町一宮線、薊野東町工区に新規着手することによるものです。

続きまして、令和７年度補正予算について御説明いたします。８ページを御覧ください。歳入予算です。

７款分担金及び負担金、９款国庫支出金及び１５款県債につきましては、国の公共事業の内示差などに対応するものです。

詳細につきましては、歳出予算で御説明いたします。

９ページを御覧ください。歳出予算です。

１目都市計画費の右側の説明欄にある、１都市施設管理費は、高知駅大屋根の照明ＬＥＤ化の設計委託料の入札残により減額するものです。

２目都市整備費の、１都市計画街路単独事業費は、国の内示差などに連動し振替対応するため、２,８２２万９,０００円を減額するものです。

１０ページを御覧ください。

以上のことから、歳出予算は２,８９６万８,０００円の減額となり、補正後の予算額は１３億５,３９３万１,０００円となっております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。１１ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、９月議会でも議決をいただいておりますが、その後の状況の変化により変更をお願いするものです。

１目都市計画費の都市計画規制費は、香南市香我美町山北地区にある危険な盛土の改善に要する費用のうち、４９１万５,０００円を増額し、８,１２７万７,０００円に変更をお願いするものです。

なお、山北地区の盛土の工事主、施行者とは、令和８年２月９日に改善命令書を施行し

ており、施行者は、2月24日から改善作業に着手をしております。県としましては、現地確認等を通じて、命令内容が履行されているかを注視しているところです。今後、命令内容に対して措置を講じない、講じても十分でない、または講ずる見込みがないと県が判断する場合は、直ちに行政代執行に移行したいと考えております。

都市計画課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 3ページです。この三次元都市モデル整備等業務委託料は、今回で完了ということですが、これまでのところと委託先は変わらないのか。それと、いつからこれが活用できて、防災教育とか、いろんなところで活用ということと言われちゃったと思いますが、活用の見込みについて教えてください。

◎中西都市計画課長 三次元都市モデル整備につきましては、令和6年、7年と、業者は同じです。今後の活用につきましては、防災の面では事前復興まちづくりに活用していきたいと考えております。令和8年度末で大体沿岸19市町村の整備が終わりますので、今、事前復興まちづくりを活用して取り組まれている市町村に、提供していきたいと考えております。

◎細木委員 高知市内の事前復興まちづくりでいろんな地域ごとにやられていますが、あんまりこの3D都市モデルは使われていない感じがしますが、どうですか。

◎中西都市計画課長 高知市の3D都市モデルについては、ただいま整備中でして、令和8年10月頃に完成をする予定です。それが完成次第、高知市にも提供しまして、活用していただくように考えております。

◎細木委員 今、まさにやられよう途中やき、使えたら非常によかったと思います。

あと最後に報告のあった、山北の盛土のことですが、御存じのように高知市春野のところはずっと残されたままで、なかなか進展が見られないということですが、今回の山北の場合はちゃんと履行できる見込みがあるのか。もし代執行するとなったらどれぐらいの費用がかかるのか。

◎中西都市計画課長 小松の沼のことだと思うんですけど、小松の沼は盛土規制法の所管が高知市になりますので、高知市の御判断になろうかと思います。山北につきましては、先ほど申しました2月9日に命令を施行しまして、今、現地で改善作業を進めておるところです。ただ今後どういう形になるのか、そのまま続けてくれるのか、途中で代執行に移行することも考えられますので、そのときに繰越予算としてお願いをしている。8年度になってもし代執行に移行するとなれば、盛土の安定計算やボーリング調査、それに基づく廃道、植生工を考えておりまして、費用的には大体4,000万円ぐらいかかると考えております。

◎細木委員 作業の進捗管理をして代執行に至らないように、しっかりやってほしいと思

いますので、よろしくお願いします。

◎**中西都市計画課長** 日々注視をして、香南市と連携しながら現場をずっと巡回しておりますので、しっかりできるように対応してまいりたいと思います。

◎**坂本委員** 関連です。三次元都市モデル整備等業務委託料ですが、前にも言わしてもろたんですけれども、事前復興まちづくり計画に活用できなければ、本当に意味ないと思うんですよ。その後もずっと継続して使えるものではあると思うんですけど、せっかく事前復興まちづくり計画をやっている中で、特に高知市で言えば計画づくりは今年度で終わるんですね。ほんで完成が10月いうたら、多分計画づくりが10月で終わっているところが地域によっては幾つもあると思うんですよ。何とかもっと早くできないものですか。

◎**中西都市計画課長** 今のところ、構築の委託業務の工期としては、8年度10月と設定しておりますけれども、できる限り早くということは委託業者にも伝えております。事前復興まちづくり計画づくりは、今、高知市も進めておるところですので、できる限り活用いただけるように、できる限り早くという話をしておるところです。完成は10月ということなので、できる限り早くということで考えているところです。

◎**坂本委員** 例えば、それが使える地域と使えない地域、使うまでに終わってしまった地域によっては、随分と住民のイメージに影響が出てくると思うんですけどね。せめて夏までには使えるようにならないと、高知市は事前復興まちづくり計画に、ほとんど活用できないまま終わってしまうのではないかと思いますけれども。

◎**中西都市計画課長** 高知市の意向は聞いておりまして、できる限り早くという話を伺っておりますので、できる限り早めに取り組むように頑張っていきたいと思っております。

◎**寺内副委員長** J R 朝倉駅前の整備ですけれども、路面電車の路側帯が交差点について苦労しており、渋滞が起きておるのが1つです。それから通学路になっている分があるんですけれども、その整備ができてないところや、通学路の歩道が非常に狭いところに入っているんで、この事業を起こすときに、実情として執行上の課題が多くあるものをクリアにせんといかんことが多いと思うんですけど、課題はどんなものがあるか教えてもらえませんか。

◎**中西都市計画課長** 朝倉駅前の交差点につきましては、副委員長御指摘のとおり路面電車等非常にふくそうしておりまして、歩道も非常に狭い状況があります。そんな中で路面電車の電停を移設するなどして、歩道のスペース等も確保しながら整備を進めていきたいと、土木事務所と計画を練った上で整備を進めておる状況です。

課題につきましては、朝倉駅前は住家が密集しておりますので、用地補償にできる限り皆さんの御協力を頂きながら、早めに整備をしたいと考えております。

◎**金岡委員** 香南市の盛土の件です。非常に危険な状況だと思います。最後には、代執行するとお伺いしましたけれども、いつ頃までにやられるのかということ。要するに、集中

豪雨が起こる時期までにやらないと。集中豪雨が起こって、災害が起こってから何とかするといったって、それはもう間に合わないの、早急にやらないかんと思うんですが、いつ頃までにというめどは立てていらっしゃいますか。

◎**中西都市計画課長** 山北の盛土につきましては、2月9日に改善命令書を施行しております、その中の条件で盛土の上部に大きな亀裂がありますが、その亀裂につきましては5月2日、要は梅雨入り前までに撤去するということと、全体の盛土を是正し、安定計算まで加えた上で、8月3日までに全ての改善を終わらすということで命令を出しております。その条件が守られなければ代執行に移行するという形で、今のところ考えておるところです。

◎**金岡委員** 日にち切られてやられるということはいいと思うんですが、とにかく大分時間がたっておりますので、早くやらないと、洪水期になると、人家にそのまま直撃する状況でありますので。いずれにしても早くやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎**中西都市計画課長** 香南市と連携しながら現場を巡回しておりますので、できる限り業者に早く進めるような形で指導していきたいと考えております。

◎**土居委員** 先ほど副委員長から話がありました道路の件ですけれども、朝倉駅前も含めて北工区の工事をすることによって、安全性も高まるとお聞きしておりますが、何十年もあの形状が続いてきたものが変更されるということで、住民の皆さんに不安もあるんだろうと思います。用地補償等以外の件で、地元から何か要望が上がってきていたら、お示しいただけませんか。

◎**中西都市計画課長** 朝倉駅前交差点につきましては、地元説明会等々もやっておると思うんですけれども、早く用地補償をという話は伺っておりますが、具体的に工事でこうしてほしいという御要望は、今のところ伺っておりません。

◎**土居委員** これから何か地元から相談なり、不安の声なり、いろいろ上がってきたとしたら、真摯に対応していただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

◎**西内委員長** 3D都市モデルですけど、以前も説明をくださっていると思うんですけれども、できたらどういうことに活用していくかと、そのあとの地形や建物などができたときはどんなふうに維持管理、更新を図っていく予定があるのか。そのあたりをお答えいただけますか。

◎**中西都市計画課長** 3D都市モデルにつきましては、まちづくりや防災の観点で、全国約300都市ぐらいで整備をされているものがあります。まちづくり、防災、防犯、観光振興など、いろんなものに活用されている事例があります。本県といたしましては、まずはまちづくりの観点は、まちづくりの中でのいろんな事業などの、地元への合意形成や、大規模なマンションが建ったときの日陰の話などにも活用ができるのではないかと考えており

ます。また坂本委員からもお話があった事前復興まちづくりや、今ある避難場所の再点検など、いろんな防災の観点でも活用できるのではないかと考えております。

次に、更新ですけれども、当然建物が新たに建つなど更新がなされますので、そういうものについては、今のところ4、5年に1回ぐらい調査をかけながら、3Dを更新していくような形で考えているところです。

◎西内委員長 坂本委員がおっしゃっていた事前復興まちづくり計画も、当然事業者の持っている資源や、今の状況によって左右されるので、できる限りのという努力要請になると思いますけど、ぜひそれは活用できるところでは活用していくように、急いでもらうように働きかけをしていただきたい。また、今の話を聞くと、広範なことに使えるということです。関係各位にこういうものができたという周知も、この後しっかりやっていたければと思います。

質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

〈公園上下水道課〉

◎西内委員長 次に、公園上下水道課の説明を求めます。

◎坂本公園上下水道課長 公園上下水道課の令和8年度当初予算、令和7年度補正予算議案について、御説明いたします。

最初に一般会計の令和8年度当初予算について御説明をいたします。1ページを御覧ください。歳入予算です。

まず、7款分担金及び負担金については、都市公園施設の改修に係る関係市町からの負担金です。

次に、8款使用料及び手数料は、公園施設の使用料や浄化槽保守点検業者登録などに係る手数料です。

9款国庫支出金は、都市公園事業や下水道事業を行うための国からの社会資本整備総合交付金や、市町村の団体へ農業集落排水事業を行うための国からの農村整備事業補助金などです。

2ページを御覧ください。

15款県債については、都市公園整備事業の財源に充当するものです。

3ページを御覧ください。

以上、一般会計歳入予算の合計は10億4,272万7,000円です。

次に、歳出予算について御説明をいたします。4ページを御覧ください。

4目公園費の主なものについては、右の説明欄に記載されている順に御説明いたします。

1 都市公園管理費は、池公園ほか10の公園の管理に要する経費です。

そのうち、指定管理者制度による管理運営委託料は、池公園から次の5ページの4行目、

土佐西南大規模公園（中村地区）管理運営委託料までの5施設です。

その下の管理等委託料は、県が直接管理をする安芸広域公園など6つの公園で、除草や清掃などに要する経費です。

2都市公園単独事業費は、都市公園施設の修繕等に要する経費として、室戸広域公園野球場のダグアウト等の床面や、のいち動物公園の展示施設、土佐西南大規模公園の遊具の修繕などを行うものです。

3都市公園事業費は、国の交付金を活用して、都市公園施設の老朽化対策等に要する経費として、春野総合運動公園のインクルーシブ遊具への更新や、高知空港緑の広場の多目的広場の排水改善、土佐西南大規模公園とまろっとのキャビンサイトの建て替えなどを行うものです。

5目上下水道費の、1人件費については、上水道担当職員3名分の給与等にかかる費用です。

次の、2上水道対策事業費は、6ページを御覧ください。

5行目の、水道施設耐震化推進交付金は、上水道の配水池の耐震化を推進するもので、1市へ交付する予定です。

中ほどの、4団体営農業集落排水事業費は、農村の公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、市町村が管理する処理施設の修繕計画や工事に対して補助を行うものです。

7ページを御覧ください。

上の1行目の、6浄化槽設置管理推進事業費の4つ目、浄化槽設置整備事業費補助金は、浄化槽の設置者に補助を行う市町村に対し、国の補助と併せて県も補助を行うものです。

7生活排水処理構想推進事業費の調査等委託料は、令和4年度に策定した汚水処理広域化・共同化計画の推進のための詳細検討を行うものです。

9流域下水道事業費は、公営企業会計である流域下水道事業会計の予算を、給与等集中管理特別会計や用品等調達特別会計へ振り替えて支出するためのものです。

10流域下水道事業会計支出金は、浦戸湾東部流域下水道事業における県債の元利償還金などの財源として、公営企業会計に繰り出すものです。

以上、一般会計歳出予算の合計は24億9,035万1,000円となっており、昨年度に比べ5億5,529万4,000円の減となっております。

主な要因としましては、室戸体育館の耐震改修事業の終了や、春野総合運動公園第2屋内運動場などが完成したことに伴う経費の減が大きな要因となっています。

次に、9ページを御覧ください。債務負担行為について御説明いたします。

事項欄上段の春野総合運動公園いこいの広場整備事業費は、子供の能力や特性、背景などにかかわらず、みんなで遊べる遊具、いわゆるインクルーシブ遊具を整備するもので、

令和 8 年度から令和 9 年度までの債務負担行為として、3,675万円をお願いするものです。

次の、水道施設耐震化推進交付金は、令和 8 年度から令和11年度までの債務負担行為として、2,782万1,000円をお願いするものです。

続きまして、流域下水道事業会計当初予算について御説明をいたします。10ページを御覧ください。

第20号議案、令和 8 年度高知県流域下水道事業会計予算です。第 1 条の総則から第 9 条の他会計からの補助金までの 9 条で構成されておりますので、順番に御説明をいたします。

第 2 条は、高須浄化センターの年間処理水量として797万立方メートル余りを見込むなど、令和 8 年度における業務の予定量を示しております。

第 3 条、収益的収入及び支出、そして11ページに移りまして、第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、次のページ以降で説明いたします。

12ページを御覧ください。4 予算内容の説明です。

まず第 3 条、収益的収入及び支出の収入です。

第 1 款流域下水道事業収益の予定額は、17億3,772万3,000円です。

第 1 項営業収益、8 億5,061万5,000円は、流域下水道の運営に要する費用を関係 3 市に配水量に応じて負担していただくものです。

第 2 項営業外収益の 5 目、その他営業外収益、1 億85万2,000円は、消化ガス発電事業におけるガス売却益、9,900万円余りと、関連する土地の使用料を計上しております。

13ページを御覧ください。

収益的支出は、流域下水道の維持管理を行うための経費を計上しております。

第 1 款流域下水道事業費用の予定額は、17億2,835万円です。

第 1 項営業費用のうち、1 目処理場費の主なものといたしまして、節区分の下から 5 番目の委託料に、高須浄化センターの管理運営委託に要する経費など、7 億9,273万1,000円を計上しております。

14ページを御覧ください。

2 目総係費の主なものといたしまして、節区分の中ほどより下の委託料に、ウオーター P P P 導入可能性調査に要する経費など、3,281万8,000円を計上しております。

3 目減価償却費は、高須浄化センターの各施設における令和 8 年度分の固定資産の減価償却費です。

16ページを御覧ください。第 4 条の資本的収入及び支出の収入です。

第 1 款資本的収入の予定額は、5 億7,133万8,000円です。

第 1 項企業債は、建設改良費の財源に充当する下水道事業債です。

第 2 項他会計補助金は、企業債償還元金に充当する一般会計からの繰入金です。

第 3 項建設費負担金は、流域下水道の整備に係る関係 3 市からの負担金です。

第4項国庫補助金は、同じく流域下水道の整備に係る国の交付金です。

17ページを御覧ください。

第1款資本的支出の予定額は、5億7,233万8,000円です。

第1項建設改良費の主なものは、高須浄化センターの汚泥搬出設備の改築工事等に要する経費で、日本下水道事業団への委託料などです。

第2項企業債償還金は、事業に充てた過年度の起債の償還に係る経費を計上しております。

18ページを御覧ください。

第5条企業債は、流域下水道事業費の財源に充当する下水道事業債の限度額などです。

第6条は、一時借入金の限度額、第7条は、経費の流用ができる予算科目をそれぞれ定めております。

19ページを御覧ください。

第8条は、議会の議決がなければ流用できない経費を、第9条の他会計からの補助金は、一般会計からの繰入金の総額です。

当初予算につきましては、以上です。

続きまして、令和7年度の一般会計補正予算について御説明をいたします。20ページを御覧ください。歳入予算です。

7款分担金及び負担金及び9款国庫支出金、15款県債につきましては、国の公共事業の内示差補正等に対応するものです。

22ページを御覧ください。歳出予算です。

4目公園費の右端説明欄の、2都市公園単独事業費は、国交付金の当初配分を踏まえた事業量の精査によるものです。

3都市公園事業費は、国交付金の当初配分に係る内示差に対応するものです。

23ページを御覧ください。

5目上下水道費の右の説明欄中ほどにあります、4団体営農業集落排水事業費は、国の経済対策に係る補正に対応するものです。

5浄化槽設置管理推進事業費は、設置基数の減少によるものです。

24ページを御覧ください。

以上のことから歳出予算の補正額は、2億552万9,000円の減額となり、補正後の予算額は合計で、29億3,012万5,000円となっております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。25ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、12月議会でも議決をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加及び変更をお願いするものです。

5目上下水道費の追加の上水道対策事業費は、市町村事業の遅延に伴い、4,626万3,000

円の繰越明許費をお願いするものです。

生活排水処理構想推進事業費は、広域化・共同化の詳細検討に当たり、関係市町などとの調整に日数を要したことから、1,717万2,000円の繰越明許費を、流域下水道事業会計支出金は、繰り出し先である流域下水道事業において、事業の繰越しを行うため、その経費の一部を負担している支出金、1億8,073万9,000円について繰越明許費をお願いするものです。

26ページを御覧ください。

変更の4目公園費の都市公園単独事業費は、のいち動物公園の高圧電力用ケーブルの改修に伴う、隣接地の所有者との協議に日時を要したことや、室戸体育館において耐震改修の施工方法の見直しに伴い工期を延長する必要が生じたことから、既に議決いただきました額と合わせまして、6億1,391万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の、都市公園事業費は、春野総合運動公園のいこいの広場の遊具を設置するための資機材搬入経路の調整などに日時を要したため、既に議決いただきました額と合わせまして、7億5,768万円の繰越明許費をお願いするものです。

続きまして、流域下水道事業会計の補正予算について御説明をいたします。27ページを御覧ください。収益的収入及び支出です。

収益的収入の第1項営業収益の減額は、令和6年度分の関係3市の負担金の精算を行ったことによるものです。

28ページを御覧ください。収益的支出です。

第1項営業費用の節の欄を御覧ください。

委託料は、汚泥消化施設の稼動により汚泥の減量化が図れたことから、産業廃棄物処理委託料が減額となったものです。

2つ下の工事請負費は、緊急時に備えて計上しておりました、高須浄化センターの施設の修繕費が当初の見込みを下回ったことなどにより減額するものです。

その下の補助交付金は、高橋浄化センターへPPA方式により太陽光発電設備等を導入する事業者にその費用の一部を補助するもので、補助対象費用が見込みを下回ったことにより減額するものです。

29ページを御覧ください。資本的収入及び支出です。

上段、1資本的収入は、下段、1資本的支出の減額補正に伴うもので、資本的支出の財源となる企業債と関係3市からの建設負担金、国庫補助金を減額するものです。

下段の、1資本的支出の第1項建設改良費の減額は、国の内示差補正に対応するものです。

一般会計及び流域下水道事業会計の補正予算につきましては、以上です。

公園上下水道課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 流域下水道事業の14ページの委託料で、ウオーターP P Pの導入可能性の調査業務があるんですけれども、ウオーターP P Pの導入について、国土交通省は令和13年度までに全国で下水道100件の具体化を狙うとされていることもあって、高知県として可能性の調査に入るということだと思うんですけれども、このウオーターP P Pはメリット、デメリットがいろいろある中で、全国的にもいろいろ議論はあろうかと思っています。そういう中で、今回高知県が調査業務を行うのは、どういう事業目的があるのかお聞かせください。

◎坂本公園上下水道課長 高須浄化センターにおきましては、下水道処理の運転管理につきましても包括的民間委託ということで、既に民間に委託をしているところです。今回このウオーターP P Pはそれに加えて、下水道管路の改築更新もあわせて民間活力を利用するという制度設計になっています。今、高須浄化センターは、令和6年から令和10年までの運転管理はもう包括委託をしているところです。令和11年度からどうするかですけれども、国からこういう方針も示されておりますので、実際導入できるかどうか、いろんな実現性、採算性もあるかと思います。あと改築の方法も、関連する高知市、南国市、香美市、様々ありますので、そういうことを踏まえて市場調査もしながら、本当にいけるかどうかを検討している段階です。まだはっきりいけるということは分からないんですけれども、その見極めを今やっているところです。

◎坂本委員 見極めをしているということは、これから見極めをするための調査業務を行うのではなく、もう既にやっているということですか。

◎坂本公園上下水道課長 令和6年度から導入の調査は行っております。今まで実現性があるのか、リスクがあるのか、第1回の市場の民間調査もやっております。それを受けて、今、形になりつつあるので、来年度は、もう一度市場の民間調査に確認をして、それを受けて、実際実現できるかどうかの可否といいますか、導入できるかどうか検討し、方向性を確認したいと思っております。

◎坂本委員 それは現状がどうかという報告などはなしに、全部の調査が終わった後で報告があるということでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 一定方向性が見えたら、報告させていただきたいと思っています。

◎坂本委員 最低10年のスパンで、この委託契約をすることになると思うんですけれども、地域によってはさらに長いところもあったりしますが、10年というのはもう変わらないですか。

◎坂本公園上下水道課長 この制度は最低10年以上と聞いてます。今、高須のほうも10年でどうかを検討しているところです。

◎坂本委員 ぜひ調査結果については、随時報告ができるような形で、そういった内容を十分明らかにしながら検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎細木委員 関連です。上水道も含めて、こういうふうに民営化や広域化がどんどん進んでいますよね。そういう点ではこのデメリットも、先ほど坂本委員からもありましたように、技術の継承などのノウハウが失われていくと。この大事なインフラについては、震災時対応などを民間に任せでいいのか。世界の流れは再公営化ということで、日本は立ち後れちゃって、民営化にどんどん進みゆうという、逆の流れになっているんですけど。やはり、今言うたみたいに震災時の対応が一番気になるんです。調査の中に、震災時の対応というような項目は入っているんでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 震災以外にも災害時とか、いろいろ想定される被害もありますので、そういうのも踏まえて検討しているところになります。

◎細木委員 そちら辺の項目は、本当に一番大事なところなので、本当に緊急に参集できるのかも含めて、しっかりやらんといかんと思っています。逐一、ちゃんと報告していただきたいと思います。

あと12ページの、その他営業外収益で、消化ガス発電で9,000万円余りと報告があったと思うんですけど、これは年間通じて大体コンスタントに1億円近い営業外収益が上がっちゃうがでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 消化するときにガスが出て、そのガスを事業者に売って発電するという仕組みです。ただ、今年度は少し事業者のガスエンジンが故障してまして、ガスは供給できているんですけど、発電機械が1台止まっているので、令和7年度につきましては発電がちょっと少なくなるという予想がされます。ただ収益としてはその補填分、一定下回ったものについては、県に支払うというたてつけになっているので、県としては一定最低限の確保はされるんですけども、事業者の発電機械の故障が今年度発生しております。

◎細木委員 故障したものは、事業者が修繕するということですか。

◎坂本公園上下水道課長 電力は民設民営ですので、事業者が調達する仕組みになっています。

◎細木委員 高須は太陽光パネルも大分設置されているんですけど、こういった事業でしたか。

◎坂本公園上下水道課長 現在、未利用地の一部について太陽光を設置して、PPA方式で民間の方に入ってもらって、民間が発電した電力を県が買うという仕組みになっています。令和8年4月1日に稼働の予定で今進めているところです。

◎細木委員 県に入る収入としては、見込みは大体どれぐらいなんですか。

◎坂本公園上下水道課長 電力は市場価格よりも安く買うようになります。

◎細木委員 設置の土地代とかは入らないんですか。

◎坂本公園上下水道課長 県が結局安く買えることによってメリットがあるというところで、民間事業者はそれを踏まえても、一定利益があると考えているところです。

◎細木委員 妙に分かりにくいですけど、せっかく県の大事な土地を貸付けているので、電気代がかなり安くないと全然メリットにはならないですね。そこら辺はしっかりお願いしたいと思います。

それと、浄化槽のところで減額があったやないですか。浄化槽の設置について基数が減ったということですけど、県内はまだ単独浄化槽がかなり残っていると思うんですけど、県としてカテゴライズでちゃんと管理してるのは、単独、合併その２種類で、浄化槽の基数をしっかりとカウントしているのか。

◎坂本公園上下水道課長 合併処理浄化槽が何基、単独浄化槽が何基というのは、管理をしております。

◎細木委員 もう単独浄化槽はかなり老朽化もしているので、全部切替えていってもらわないといけない。申請数が減っているのは、単独浄化槽がそのまま放置されている可能性もあるので、そこら辺はどんなふうに県として課題認識を持たれているんでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 浄化槽を設置する個人の方向けの啓発も、各保健所単位で毎年やっているところです。ただ、なかなかうまく進んでないのが現状ですけれども、そういう普及啓発も毎年一定はやらせていただいております。

◎細木委員 ちなみに、今、単独浄化槽と合併浄化槽の数がどれぐらいか分かりますか。

◎坂本公園上下水道課長 今、単独処理場の浄化槽が何基かは、わからないんですけども、基本的に今、転換できるような形で台帳整備をやっているところです。

◎細木委員 後で構いませんので、調べていただいたらと思います。

◎坂本公園上下水道課長 承知いたしました。

◎細木委員 しっかり単独から合併に切替えてもらうように、もうちょっと広報や周知を徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎寺内副委員長 関連です。今、委員からあった浄化槽の関係で、国から汚水処理として水質の改善です。10年概成が言われて、集合体で行くか単独で行くかということで、いよいよ新年度が最終年度になると思うんです。そのときにそれに合わせて、浄化槽法がどんどん改正をされていっている。今、委員からもあったように、みなし浄化槽、単独浄化槽は法的にはもう設置できないので、それを合併処理浄化槽に変えてもらう。変えてもらうときに、直ちによろ変えられなかったら、補助金も出していってまですけども、単独浄化槽でも一定、多大なお金が要りますので、まだかなり残っています。そのときに、まずは、適正な処理をしていくということで1つは単独浄化槽の適正な処理、ほんで変えてもらうことが1つ。合併処理浄化槽に変える部分として、県が指名をしてやっている、環境検査セ

ンターの役目も非常に重要になってきていると思うんです。そのときに、行政間で行っていくときに、今、国の法律は、全部県にいろんな指示が来るところが、非常に多いと思うんです。実情として、高知市が中核市で保健所を持って、権限を持っているのに、指示はどんどん県へ来ています。ほんで、現況の数字的な分を見たときに、単独浄化槽は高知市が圧倒的に多いですから。受検率が非常に低いのは高知市ですので、高知市が課題だと思うんです。そのときに、今、権限は市が持っているから、国から浄化槽法の改正があっても、なかなか指導ができない中、34市町村が1つの協議体で、いろんな関係者が集まって汚水処理の適正な処理ということで動かれと思うんですけど、その協議体の動きはどのような状態か教えてください。

◎坂本公園上下水道課長 今年度も2回開催しております。あともう1回は、分科会的に担当レベルで関係するところが集まって、台帳のことなどをやっています。年に2回から3回は、浄化槽に関係する市町村、団体、高知市も集まって、情報共有をしながら問題、課題の認識をしているところですので、高知市にもこの課題は伝わっていると思います。

◎寺内副委員長 協議会を使って、私が調査する限り、高知県の検査率と適正率は、高知市を外したら、全国トップクラスの汚水処理の浄化槽管理をしようと思うんですよ。高知市は全国で最低レベルの検査受検率でありますし、適正化についても課題が多い部分でありますので、そこは協議会でしっかりと指導していただきたいと思うんです。

あわせてその中で、部長に要請ですけれども、保健所は高知県が持っていますが、高知市以外では保健所の方で浄化槽に対しての指導をどんどんやっていっていますけど、浄化槽法等、大本は国土交通省の10年概成で言えば、もうこの10年概成が何かいうたら、もう一定の下水から浄化槽に転換するという趣旨も含まれた部分もありましてね。10年概成自体が一定の分で動いていっての中で、集合体の分やっていくときに、下水についてはもうこれからの時代は、老朽化の処理になって、新設をどんどん続いていくことは、それなりの理由がないと、これまでみたいに国の補助も出さないという方向が1つ示されているところでもあると思うんですよ。そのときに浄化槽については、県が汚水処理計画も見直し、県内の34市町村やって、10年概成のもとに合わせて、転換もして行って、下水の認可区域を転換して、浄化槽にも変えたりしている中、その大本の適正な浄化槽の処理を、今、国が県に求めてきていますけども、県の職員を見たときに、大本の指導をやっていく知事部局で言うたときに、浄化槽はどんどん新たな分で、汚水処理として改善を求めていっているのに、マンパワーが非常に少ないように感じるんですけど、そのあたりの整合性がとれないように思うんですけど、どう見られておるか教えてもらいたいと思うんですけども。

◎横地土木部長 どれぐらいの体制が適切かは、いろんな考え方があるとは思いますが。今、副委員長から御指摘のありましたように、下水道と浄化槽がどういうバランスでいくのかというところですね。能登半島の震災等も含めて考えていくと、都市部を中心とした下水

道と、それ以外の浄化槽を、どういうバランスで考えていくのか。これは高知県だけでなく、全国レベルで考えていく必要があると思っております。その中で我々としても、どういうバランスがいいかは、これから考えていかないといけないと思っています。そうなったときに、各自治体でどういう職員のバランスがいいかというところも、並行して考えていかないといけないと思っております。全体として見れば、職員の数はどうしても限りはありますので、理想論的に言えばもちろん職員がいたほうがいいに決まっておりますけれども、すぐに職員を大幅に増加させることもなかなか難しいと思いますので、その中でどのようなやり方ができるのか、これは今すぐ御回答できるものではないですけれども、我々としても検討を並行して進めながら、人員体制も考えていきたいと思っております。

◎寺内副委員長 国の浄化槽法では、特定単独浄化槽の指定も罰則まで入れて、県の権限としてやっていって、これ全国まで動いて、鹿児島県は室までつくって、単独浄化槽の改善に取り組んでいってます。

県内、県外の観光客、インバウンドまで含めて、食と自然で売り出すときに、やはり高知市自体の検査率、受検率の低さですね。この分を高知市が上げたら全国トップクラスの浄化槽の汚水処理としても、高知県を訴えれると思うので。私たちもしっかりと訴えていきますけれども、高知市自体が本当に全国最低レベルの受検率ですので、これを向上させることは、高知県観光にとっても大きな売りにもなりますので、その元が、公園上下水道課になるので、質疑もさせてもらいました。協議会はしっかりやっていただいて、また部長が言われた浄化槽の担当職員の数は、また今後検討していただきたいと思うので、要望しておきます。

◎横地土木部長 承知いたしました。高知市との関係につきましては、上水道も含めて様々な連携をさせていただいています。逆に上水道ですと、圧倒的な技術者を持っていますのはやはり高知市になりますので、ほかの市町村への支援、人的なことも含めて、連携をさせていただく部分が非常に多いです。そういう意味では上下水道とも、プラスもマイナスも含めて、しっかり連携をさせていただきたいと思っているところですので、これからも進めていきたいと思っております。

◎依光委員 水道施設耐震化推進交付金が令和7年度の補正で、減額ゼロになっているけど、この利用状況というか耐震化の推進については、どんな状況ですか。

◎坂本公園上下水道課長 水道施設の中でも、水を配るところの配水池の耐震化の県の補助メニューになっております。今、香南市で、配水池の整備をやっているんですけども、6ページの令和8年度分につきましては、本体の前の造成工事分の負担になります。債務負担を組んでやっている分は造成が終わった後の配水池本体の耐震化について、債務負担をお願いすることになっています。

減額につきましては、その造成工事の前の調査がありましたので、調査についての精算

になります。

◎細木委員 ウォーターＰＰＰの3,200万円は、全額国費ですか。

◎坂本公園上下水道課長 はい、全額国費になります。

◎西内委員長 細木委員のウォーターＰＰＰの件ですけど、一定ある程度方向性が見えてきたような話で答弁がありました。私も確認させてもらいたいのは、この間の維持管理のところで、この話が進んでいるということですから、内部の定期的な状態の調査と、その後の実際の維持の部分の補修が必要なところは、それによってやっていくんですけど、それを発注するときに委託先は別々で出すんですか。

◎坂本公園上下水道課長 やり方も、検討課題の1つとして、県がまとめてやるのか、それぞれ県と高知市、南国市、香美市が個別にやるのか。個別といってもなかなか難しいと思いますけど、やり方も今、検討中になっております。

◎西内委員長 私が心配しているのは、10年以上という話でしたけど、管路の状況を調査する会社と、実際にそれを受けて経過に基づいて補修する会社と一緒にいたら、10年たったらちょっと次の事業体に任せればいいのかというような逃げ方をして、アクシデントが発生したりしないかということを心配したもので。そのあたり、お互いに牽制し合うというか、上手に機能するような形を設計してもらえればと思います。もし答弁できるのであればお願いします。

◎坂本公園上下水道課長 そういうことも含めて検討していきたいと思います。

◎坂本公園上下水道課長 先ほどの依光委員に対して答弁した減額の部分ですけども、繰越したから、現年分がなくなったということになります。

また、先ほどの細木委員からご質問の浄化槽の割合ですけども、合併浄化槽が6万5,826基、単独浄化槽が4万805基、合計が10万6,631基になります。現在、現状と台帳が乖離している恐れがあるので、本当にその基数でいいのか調査を行っているところです。

◎今城委員 1点聞かせてもらいたいがですけど、水道広域化推進プランです。県一消防やスマートシュリンクなどをやっていますが、水道についてどういう段階で、今県として旗を振ってやっているのか。

◎坂本公園上下水道課長 水道広域化につきましては、今、市町村振興課と一緒に広域化の在り方検討会を行っているところです。34市町村を集めてそれぞれアンケートをして、そのアンケートに基づいてどういうところに課題があるのか、どういうふうにしていくのか、市町村振興課と一緒に検討を進めているところです。

◎今城委員 実際にそういう検討が始まって、次の目標は何年度に向けてというプランは計画どおりに進行しているんですか。

◎坂本公園上下水道課長 今年度、本格的に始まったところです。4、5年先を見据えたプランをもって、広域化がいつまでにというのはなかなかすぐには。結構デリケートな問

題ですので。皆さんの課題を共有しながらやっているの、いついつまでにやるというのは、まだまだお示しできる状態ではなく、本当に今の課題をみんなで共有しながらやっている状況になります。

◎**今城委員** 発災時、断水率が99%とか、全国最下位です。水道事業者も人員がおらずなかなかできない市町村も多いので、ぜひ県が旗を振ってしっかりとした仕組みになるようよろしくお願いします。

◎**横地土木部長** 委員から御指摘があった点については、大きく分けると技術者のマンパワーの話と、経営支援をどこまで共有統合していくのかという話の2通りあるかと思っております。経営をどこまで一緒にするかは、なかなか難しいところもありますので、そこは今課長から話がありましたように、いつまでというようなマイルストーンをお示しできるところはないんですけども、ただ例えば老朽化や耐震化というような技術的課題については、それぞれの基礎自治体のマンパワーを考えますと、やはりそれなりの技術的な連携を図っていかないといけないところは、我々としても待ったなしだと思っております。我々としては、まずその部分をどう回していくのかというところを、優先的に課題を検討していきたいと思っていますところです。

◎**金岡委員** 災害時応急給水体制整備事業費補助金の2,683万5,000円の減額について、説明してくれますか。

◎**坂本公園上下水道課長** いわゆる災害時の応急の資機材に充てる補助金になっていまして、最初の予算のときには市町村手が挙がっていたんですけども、実際には予算を確保できない市町村がありましたので、減額になっている状況です。

◎**金岡委員** 市町村が確保できないということですか。

◎**坂本公園上下水道課長** やりたいと手を挙げてくれたんですけども、実際それぞれの市町村の中の財政で予算がつかなかったのが、今回は見送ったというケースになります。

◎**西内委員長** 質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

〈住宅課〉

◎**西内委員長** 次に、住宅課の説明を求めます。

◎**橋本住宅課長** 住宅課の令和8年度当初予算、令和7年度補正予算について御説明いたします。

最初に令和8年度当初予算について御説明します。1ページを御覧ください。まずは歳入についてです。

第8款使用料及び手数料は、県営住宅の使用料や宅地建物取引業に係る手数料などです。

第9款国庫支出金は、2ページを御覧ください。住宅課の各事業に対する国の交付金です。

第14款諸収入は、未収金となっている県営住宅の使用料などです。

第15款県債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

以上、令和8年度の歳入予算の合計は、16億8,080万7,000円です。

次に歳出についてです。3ページを御覧ください。

1目の住宅費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って主なものを御説明いたします。

2 宅地建物取引業指導監督費は、宅建事業者に対する指導や免許更新などに要する経費です。

4ページを御覧ください。

3 住宅諸費は、省エネ住宅など良質な住宅の普及啓発や支援に要する経費です。

このうち、下から5行目の住宅断熱改修費補助金は、省エネ住宅の普及を目的として、住宅の省エネ断熱リフォームを行う住宅所有者に市町村が補助する場合に、その費用の一部を補助するものです。

4 住宅新築資金等貸付助成事業費は、市町村が住宅新築資金等貸付事業に基づき貸し付けた資金の償還事務への補助に必要な経費です。

5 住宅耐震対策事業費は、南海トラフ地震に備え、既存住宅の耐震性の向上等を図るためのもので、住宅の耐震化や老朽住宅の除却、空き家対策等に係る補助等を行うための経費です。

5ページを御覧ください。

上から7行目、住宅耐震化促進事業費補助金は、耐震性が不十分な住宅の耐震改修への補助などを行う市町村に対し、その費用の一部を補助するものです。

住宅の耐震化は、様々な地震対策の入り口に位置づけられる重要な施策であることから、国の補助制度も活用しながら強力に取り組んでまいりました。令和6年能登半島地震以降に急増していた、いわゆる旧耐震基準住宅の耐震診断に係る申請数が落ちついてきたことから、令和8年度は耐震診断への支援を2000年基準以前の木造住宅まで拡大します。

次に、3から6行目にあります、空き家対策の取組強化について、参考資料により説明します。6ページを御覧ください。

タイトルのすぐ下、左側の囲みに、令和7年度における空き家対策の課題といたしまして、空き家を放置する所有者が一定数存在していること。空き家の掘り起こしが一巡したことに伴う県民の関心の低下及び専門知識を要する解決困難案件の顕在化が挙げられます。

これらの課題に対応する方向性として、その右側の囲みにありますとおり、空き家の流動を停滞させる原因の解決や、空き家対策に関する継続的な普及啓発、専門機関との連携による市町村に対する県の技術的助言機能の強化を行います。

資料の中段左側を御覧ください。取組強化のポイントの1点目、空き家流動の促進として、実際の空き家で所有者や近隣住民を対象に、片づけセミナーやお宝鑑定イベント

を開催します。

資料右側の表、持家を空き家にしておく理由の1位と10位である、家を物置がわりとしている所有者の行動変容を促してまいります。

2点目、継続的な普及啓発・機運の醸成としまして、現在当課が運営しております空き家ポータルサイトに、空き家の売却額の現在と将来の値を推計し比較する機能を搭載します。空き家の価値や放置することのデメリットの可視化によって、表の2位から9位にあります、金銭的な理由で空き家を放置したり、将来について積極的な意向を持たない所有者に対して、売却や活用の早期決断・検討を促してまいります。

3点目は、空き家の掘り起こし体制の強化です。県司法書士会と連携協定を結び、多岐にわたる法律の知識や技術を必要とする事例について対応策を収集するとともに、これまで対応が困難であった事例を解決に導くなど、市町村の空き家対策を支援してまいります。

これらの取組により、放置理由の解決による流動可能な空き家の増加及び専門知識の補完による市町村の取組の側面支援を図り、健全な住環境の形成に寄与するとともに、高台移転などの県民の住替え意向や、低廉な住宅を求める移住希望者の住宅ニーズにも対応してまいります。

目標数値としましては、中山間地域再興ビジョンにおいて、令和8年度の放置空き家の解決数を1,200件としています。総合企画部をはじめ各部局と連携した取組で、放置空き家の解決を図ってまいります。

5ページにお戻りください。

6 県営住宅管理費は、県営住宅の管理に要する費用です。

管理等委託料は、県営住宅の入居募集、維持修繕などの業務を高知県住宅供給公社に委託する経費などです。

7 県営住宅建替事業推進費は、日高団地の全面的改善工事に伴い、入居者が仮住まいをする民間賃貸住宅の家賃に対する補助と、その転入出に係る移転補償費です。

7ページを御覧ください。

8 住戸改善推進事業費は、日高団地における全面的改善工事や、若草南団地の外壁屋根改修工事の工事費などです。

以上、令和8年度の歳出予算の合計額は、34億3,070万9,000円を計上しており、前年度と比較して、4億9,815万3,000円の増となっております。

次に、債務負担行為について御説明します。8ページを御覧ください。

県営住宅日高団地住戸改善推進事業費につきまして、令和9年度に要する経費を債務負担行為としてお願いするものです。

続いて、令和7年度補正予算について御説明いたします。9ページを御覧ください。

歳入の補正について、第7款分担金及び負担金、第9款国庫支出金及び第15款県債は、

事業費の減額に伴い減額するもので、補正後の予算額は合計で、14億5,775万円となります。

10ページを御覧ください。歳出予算の補正について主要なものを御説明いたします。

1 住宅諸費は、住宅断熱改修費補助金について、市町村が補助を予定していた事業が中止となったことによる補助金の減額などを行うものです。

2 住宅新築資金等貸付助成事業費は、市町村からの申請が見込みを下回ったことにより補助金の減額を行うものです。

3 住宅耐震対策事業費は、空き家対策総合相談窓口運營業務等委託料について、委託先同士の引継ぎ業務が不要となったため減額を行うものです。

4 住戸改善推進事業費は、内示差額の調整による減額を行うものです。

5 地方団体関係団体職員共済組合負担金は、高知県住宅供給公社職員の共済組合費の一部を、設立団体である県が負担するものです。

11ページを御覧ください。

住宅費の補正額は、3億2,176万2,000円の減額となり、補正後の予算額は合計で、26億1,002万1,000円となります。

次に、繰越明許費の追加と変更について御説明いたします。12ページを御覧ください。

1 目の住宅費、住宅耐震対策事業費につきましては、住宅所有者等が耐震改修設計内容や工事の調整などに不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったことから繰越明許費の追加をお願いするものです。

下段の住戸改善推進事業費につきましては、12月議会でも議決をいただいておりますが、令和8年3月末に完了を予定していた工事が、施工計画などの調整に不測の日時を要したため、繰越明許費の変更をお願いするものです。

住宅課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎土居委員 空き家対策の強化ですけど、これまで一定啓発を進めてきて、一周して目新しさがなくなったということで、さらに強化をしてということだと思うんですけど、空き家放置の理由の1位が物置として置いていると、ほんで10位が保管場所がほかにないというところで、今回片づけセミナーやお宝鑑定イベントとかもやられるということですけど、結局空き家にしてもらわないといけないというところがあるんですけど、実際このイベント等を啓発以上のことにするまでの支援といいますか、仕掛けというのは何か考えられておられるんですか。実際、啓発にとどまったら意味がないんですけど、これまでと一緒にやらないですか。そのセミナーをして、その後、それを後押しする、何か仕掛けはあるんですか。

◎橋本住宅課長 対象となる住宅が限定的ではありますが、家財の処分に係る補助金制度などは一定市町村にもありまして、そうしたものの利用につなげていくために、私

どもがこうした啓発をしていくという考えです。

◎土居委員 それならなお市町村との連携を深め、また不動産業者等との連携も必要になってくるかと思いますが、ぜひ成果を上げていただきたいと思います。

また、ポータルサイトをつくられるということですね。そのポータルサイトに、より具体的な金額等も書いていくということですが、実際に空き家等を所有されている高齢者の方とか、情報アクセス等に不慣れな方たちもいるかと思うんですけど、サイトの工夫であるとかその辺はしっかり考えられておられるんですか。

◎橋本住宅課長 現在の空き家ポータルサイトが、少し使い勝手が悪いものであるという感覚も踏まえて、この見直しを考えているんですけども、より直感的で扱いやすいものに整えていければと思っております。

◎横地土木部長 今回の件について補足いたします。土居委員から御指摘があったように、そもそもこういった媒体に不慣れな方が結構いらっしゃるんじゃないかという話ですけども、実は今、空き家を持っていて、それをどうするか困っているのは、自分の親世代から引き継いで、それをどうしようかと考えている人たちなので、年齢的には5、60代ぐらいがメインゾーンと思っています。そういう意味では、ポータルサイトでも一定御覧いただける年齢層というふうに思っています。

◎土居委員 最後ですが、今回1つボトルネックになっているのは、専門知識を要する解決困難案件が出てきたことですが、これは具体的にどういう案件が多いんですか。

◎橋本住宅課長 相続が複雑で権利のある方を追い切れないといった事例です。

◎土居委員 今回、司法書士との連携ということですが、空き家とかに関わる士業の方はほかにもいるかと思うんです。土地家屋調査士もそうだと思いますし、行政書士の方々もいるかと思うんですけど、今回、司法書士を選ばれた理由は、やはりこの相続登記というところがメインですか。

◎橋本住宅課長 司法書士会の方とは、現在も市町村での相続おしかけ講座の開催などで御協力をいただいています。従来からある連携体制を生かしてより深く関わっていこうという考えです。

◎横地土木部長 委員御指摘のとおり、ほかに関わってこられる士業の方々はいらっしゃると思いますけれども、メインの課題として出てきそうなものは、やはり相続の関係ということで、今回、司法書士会と連携させていただきます。もちろんそれ以外の方々の手を借りる必要があるときには、また適宜そういった方々にも御相談させていただく形になると思っています。

◎細木委員 10ページの補正で、住宅断熱改修費補助金が1,600万円減額になっていると思うんですけど、当初予算もまた1,600万円ということですが、断熱改修はなかなか進まないんですか。

◎橋本住宅課長 苦戦をしております、今年度予算については実績が見込めないことから減額補正としたいところです。新年度におきましても引き続き制度を持って普及をさせていきたいということで、改めて当初予算をお願いしているところです。これまで実績がないという点は、ほかに国の同様の目的の直接補助金などもありますので、それらと競合していることがあると考えています。また市町村もそういったことを踏まえて制度化してくれているところがまだあまり多くなくて、これを来年度はもっと増やして体制を整えていく予定としております。

住宅の断熱改修が省エネ性に加えて、住宅内での事故を防いで、健康面での効果も高いということがありますので、引き続き啓発に努め、少しでも進めていきたいと思っており、補助金の選択肢も増やしておきたいという考えです。

現在でも国の補助金と県の補助金を比較できる一覧をホームページに載せるなどして、住宅の断熱改修の啓発を、一体的に努めているところです。

◎細木委員 せっかくの予算ですので、メニューにもうちょっと工夫があったら使えるのかもしれないけど、できるだけ予算が有効に使われるように、よろしくお願いします。

5 ページの耐震化は2000年基準以前の木造住宅まで拡大ということで、一步前進していただいて本当にありがとうございます。これを活用してもらうようにどんなふうに周知をするのか。

◎橋本住宅課長 2000年基準以前の木造住宅の耐震診断は、これまでも各所から御要望いただいていたところで、補助制度化に至りました。現在も行っております県民の方向けの出前講座などで、周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

◎細木委員 よろしく申し上げます。空き家の問題です。この間、ミリカで全面広告を出していただいて、非常にすてきなリフォームというか、空き家の活用ということで、ぜひ高知市内も幾つかあるので行ってみたいと思います。この土木部の前に産業振興推進部と観光振興スポーツ部でも、空き家の活用の事例が結構出てたんですね。土木部は大体相談とかソフトのところ、空き家対策のメニューになっていると思うんですけど、予算の説明の中で、具体的な補助メニューが幾つかいろいろ種類があるように聞いたんですけど、そこら辺は整理をする上で住宅課が、調整機能として働いているのか。県の施策の空き家対策がどんなふうか教えていただけたらと思います。

◎橋本住宅課長 空き家対策につきまして、掘り起こして、その上で住んでいただくためのしつらえをする補助金などは、土木部で所管するという考えです。その先ビジネス的にお使いになりたい方が、何かしらの補助金が必要であれば、起業に関する補助金をお使いいただくなど、他部署の持っているものになると整理をしております。

◎細木委員 ちらっとポータルサイトのことも出ていましたので、そこら辺も補助メニューに行くような誘導的なものとかがあったら、後押しになると思いますので、ぜひよろし

くお願いします。

◎橋本住宅課長 意識して整えていきたいと思います。

◎浜口委員 5ページの県営住宅に関連してですけれども、人口減少に伴って、公営で住宅を必要としてくるのは、今後ニーズ的には低下していくと思いながら、一方で震災の対策など様々な要因によって、今後、全体的に集約化する方向性なのか、この計画をざっくり見た限りではいまいち理解できていないんですけれども、全体の流れるにはどうでしょうか。

◎橋本住宅課長 現在、具体的な集約の計画などはないんですけれども、将来的に人口減少に伴い一定の整理が必要であろうということは予測の上で、現在、修繕などをする際に、例えば津波の被害が大きくなりそうな住宅であれば緊急的なものだけにして、あまり深く修繕をしないといった工夫をしているところです。令和8年度予算で公営住宅の長寿命化計画の見直しのための委託調査をすることも計画をしております、その中でもう少し具体的にどういった整理をしていくのか、集約をしていくのかを検討していきたいと思っております。

◎浜口委員 市町村にも多くの公営住宅がありますし、その全体的なさび分けというか、それは高知市もすごく多くて課題になっていて、一定県として全体量を把握した上でやっていただきたいというのもある一方で、全体の公共施設の管理に関しては行っているんですが、教育委員会が高校生に県外から来ていただくということでやっている取組の量的な機能がまだまだ少ないという課題も、もう一方であります。そういう全体的な部分は、総務部でやられてると思うんですけれども、公営住宅に関しても、全部が全部必要なくなっていくということでもないと感じております。その辺は他部局と連携して、いろいろと思案していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎橋本住宅課長 公営住宅の目的外使用を一部の市町村営住宅で、そういった高校生を入居させるといった使い方もされているように聞いております。そうしたことも踏まえてまた検討していきたいと思います。

◎坂本委員 まず1つは、本会議でも質問させていただいたんですけど、耐震シェルターの補助の関係です。部長からの答弁で、いわゆる上限額を20万円と定めた場合の1つの根拠として、耐震改修をされる方の個人負担額の平均値が約40万円だと。それと同等になるように、個人負担額を基本としたということで20万ですけども、ただそれだとやはりどう考えても、耐震改修はちょっと財政的にしんどくて諦めている方をもう一遍促して、耐震シェルターをということですけども、個人負担額が一緒やったら全然軽減にはならないわけですね。耐震改修を諦めてる人の経済的な負担の軽減にはならないことからいうと、果たしてそういう筋立てでこういった額を定めたことがいかなものかと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

◎橋本住宅課長 地震に対する住宅の安全性の確保という点を考えたときに、建物の倒壊から人命を守るということに加えて、避難経路を確保して、津波や火災から迅速に逃げていただくことが必要と考えています。耐震シェルターの場合、建物本体が倒壊したときに、避難経路が塞がれる可能性が否めないところがありまして、そういったことを考慮する必要があります。住宅の耐震化は、耐震改修をやっていただくことがまずは基本で、それがかなわない場合などに耐震シェルターを緊急的な方策としてお考えいただくことをお願いしていきたいと思っております。ただ、低コストで命を守れる耐震シェルターの性能も、一定評価できるもの、一定認識をしているものではありませんので、その両者をよく比較検討をして今後の取組の進め方を検討していきたいと思っております。現時点ではこの額でスタートさせていただいて、今後の実績ですとか、それから市町村での感触などを注視していきたいと考えております。

◎坂本委員 これからやろうとしたときに、市町村で相談があった方から、結局同じ負担だったらそれは耐震改修やりますわと、けんどそれが財政的にようせんから、せめて命を守る耐震シェルターをしてほしいという希望だと思うんですよ。だからそこをしっかりとこれから実践していく上でニーズを把握しながら、先ほど言われたように、負担額をまた検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎橋本住宅課長 現状、耐震改修をやっていただいている方の工事費の実績を見ますと、上は1,000万円という方もおられるんですけども、低いものでは50万円、60万円といった方もおられます。まずは具体的に、耐震改修を実際にやったらどのぐらいのお金がかかるのかをぜひ見ていただいて、できれば耐震改修をやっていただきたいという思いは変わらぬものとなると思います。ただ、自己負担額を出せないからできないという方の御意向は、大事にしていけないといけないものと思っていますので、今後注視して、具体的に比較検討しながら進めていきたいと思っております。

◎坂本委員 ぜひ、市町村に要望があった方の声をしっかりと把握しながら、また検討していただきたいと思います。

それと、以前に要配慮者の住宅確保で、県営住宅などのバリアフリー化をお願いしてきたんですけども、現在の進捗状況はどうなっているかをお聞かせいただきたい。

もう1点は、津波浸水エリアでバリアフリー化した要配慮者用の部屋が、津波浸水エリアでありながら1階になっていないのかどうか。また、その1階になっている人たちを、どういうふうにも上階へ避難させるかという仕組みが、県営住宅できちんとできているのかどうか。

◎橋本住宅課長 既存の県営住宅のバリアフリー化は基本的にやっていなくて、新築のときに一定のバリアフリーの住戸を構えるやり方をしてきています。進捗状況については、今、数字を持ち合わせておりませんので、また御報告させていただいてよろしいでしょう

か。

◎坂本委員 令和5年2月定例会のときには、2団地、13戸、363戸のバリアフリー化が完了しているという御答弁だったんです。それが現在どういうふうになってるのかいうことで。例えば、現在やろうとしてる日高だったら、浸水エリアのことは心配しなくてもいいかもしれませんが、既存の浸水エリアにある団地で、1階がバリアフリー化された部屋として、そこに要配慮者が入居されているとしたら、そういった方が浸水からどういうふうに避難していくのかも、きちんと把握されておかなければならないと思います。また後で構いませんので、そういった資料があればお伺いしたいということをお願いします。

もう1点、県営住宅の災害対策の関係で、揺れが大きかった場合に、県営住宅なども、配管がずれてそこから漏水する可能性のある団地もあるのではないかと。そういったところで、例えば震度5強以上の揺れが生じた場合には、排水を使わないようにしようとか、きちんとした県営住宅でのルール化がされているのかどうか。もしされていないとしたら、今後、どういうふうにしていこうと検討されているのか。災害対策の面からお聞きしたいと思います。

◎橋本住宅課長 新たに工事をする県営住宅については、配管に関してフレキシブル管を採用するなどして、一定の揺れに対応ができるように考えております。実際に揺れで破損したときにどういった対応をするのか具体的な計画は、各管理組合などにお任せしているところで、把握していません。またそちらも整理してお知らせすることで、よろしいでしょうか。

◎坂本委員 管理組合だけにお任せしても、ルール化をすればしたら、管理組合で規約をつくるといったことが大変になってくると思います。やはり県も、そういったところをきちんと管理されておく必要があるかと思いますが、よろしくお願いします。

◎西内委員長 浸水区域の弱者の件もありますが、大丈夫ですか。浸水区域の件の資料請求と、先ほどのフレキシブル管の件については、委員会ではなく個別にやってください。

◎今城委員 耐震化を2000年基準以前の木造住宅まで拡大されたことで、受ける所要数が、どれくらい増えると思込んでいますか。

◎橋本住宅課長 旧耐震基準の住宅が、これまで8万3,000戸程度存在し、そのうち1万8,000戸程度が改修まで済んでいるもの、5万3,000戸程度が未耐震で残っているものと捉えております。このうちどのぐらいの耐震診断が済んでいるかは、整理をしていないところです。ここへ2000年基準以前の木造住宅が、6万4,000戸程度あると推計していきまして、これらの耐震診断を進めていきたいと考えております。

◎今城委員 令和7年度は、診断事業で1,330戸ぐらいですけど、今年度2000年基準以前に変わることによって1,000戸増えるとか、そういう見込みの予算ではないんですか。

◎橋本住宅課長 予算については、2000年基準以前のものは590棟を想定して計上しております。

◎今城委員 昭和56年以前は、市町村も継ぎ足しによって、診断は無料化になっている市町村が多いですね。これについて、今回県が4分の1補助することによって、追隨して補助していくような市町村はどういう状況ですか。

◎橋本住宅課長 耐震診断の補助金の仕組みについては、旧耐震基準のものも2000年基準以前のものも同じ仕組みの中でやろうとしております。2000年基準以前についても、自己負担がなしのところはなしというようなやり方になります。

◎今城委員 どの市町村も、実質無料化でいくんですか。

◎橋本住宅課長 一部の市町村で、旧耐震基準にも自己負担を求めているところがありまして、そこはそのまま、ほとんどのところは無償化になります。

◎今城委員 やはり市町村によって差がないように、県としても指導すべきじゃないですか。

◎橋本住宅課長 そこはこれまでもずっと啓発をしてきたんですけれども、自己負担3,000円と少額ですので、市町村ごとの考え方にお任せしていくべきと考えています。それから2000年基準以前の耐震診断について、まだ全ての市町村が制度化するとは限らないというところです。当課としては同じ制度で御用意してお勧めしていきたいと考えております。

◎今城委員 来年、再来年には設計も見ます、改修も見ますと段階的に上がっていく予定はないがですか。

◎橋本住宅課長 今後の動向を見ながら検討していくべきことと考えております。

◎金岡委員 同じく耐震化ですが、店舗併用住宅について、どのような考えを持って、どのような対処をされていますか。

◎橋本住宅課長 複合用途の住宅に関しては、住宅の部分が過半の面積を占めていれば、この制度の対象と考えております。

◎金岡委員 半分以上。そこで、一番問題だと思うのは、中山間地域でも商売をやってらっしゃる方がたくさんいらっしゃるって、店舗併用住宅が多いんですね。店舗併用住宅というのは大体1階が店舗になっています。1階が大きな空間なんですね。一番危ない状況なんですね。恐らく高知市内も同じだと思いますけど、そこら辺を何とかしないと潰れてしまう状況があります。住宅の耐震改修をやっても、それとは比較にならないぐらいお金がかかるんですね。そこら辺をどのように考えるのかをお聞きしたかったんですが、いかがですか。

◎橋本住宅課長 現在、全ての建築物に対して補助金を用意されているということではありませんで、その中で住宅は皆さんが毎日寝泊まりをされて、長い時間を過ごされる場所ですので、特に力を入れて耐震化を進めている、制度も設けているところです。店

舗兼住宅については、店舗の部分を店舗として御利用になるのであれば、その店舗が別の観点で耐震化が必要と認められるものであれば、そういう補助金も使える場合もあります。住宅の部分が少しあるからといって、この補助金の対象とは、今のところ考えてはいません。

◎**金岡委員** 申し上げたいことは、総二階の家やったら、上が住居で下が店舗やったら50%、半分为住宅で半分为店舗となるわけですね。その場合に一番改修しなければならないところが店舗なんですよ。そういうときにどういうふうと考えられるのかということをお聞きしたかったんですけど、住宅の要するに上の部分を改修しても、あんまり意味をなさないということになってしまうので。

◎**橋本住宅課長** 建物全体で住宅の部分が過半であれば、建物全体が対象になりまして、2階だけを補強するのではなく、1階も含めて補強をしていただくことになります。

◎**西内委員長** 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

昼食のため休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時47分～12時57分)

◎**西内委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈建築指導課〉

◎**西内委員長** 次に、建築指導課の説明を求めます。

◎**菊池建築指導課長** 建築指導課の令和8年度当初予算、令和7年度補正予算について御説明いたします。

最初に、令和8年度当初予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。歳入予算についてです。

8款使用料及び手数料は、建築確認申請に係る手数料などです。

9款国庫支出金は、建築物の耐震化に係る事業についての指導監督事務費補助金や建築動態統計調査に係る委託金です。

2ページを御覧ください。

以上、令和8年度歳入予算の合計は1,763万4,000円です。

次に、歳出予算について御説明いたします。3ページを御覧ください。右の説明欄に記載されている順に、主なものについて御説明いたします。

まず、2建築指導監督費のうち、下から3行目の被災建築物応急危険度判定講習会開催委託料です。

大地震により被災した建築物における2次的な被害を防止することを目的に、被災建築

物を調査し応急的な使用の可否を判定することのできる応急危険度判定士を養成するものです。令和7年度は27人の新規登録があり、現在の登録者数は、第6期南海トラフ地震対策行動計画目標の1,200人を超える、1,299人です。より充実した体制を整備していくため、令和8年度も3回の講習会を開催し、判定士数と技術の維持に取り組んでまいります。

4 ページを御覧ください。

説明欄の上から3行目の、建築物耐震対策緊急促進事業費補助金は、昭和56年5月31日以前に建築された、県が耐震改修促進計画で指定する道路沿いにある一定の高さを超える建築物等を対象として、耐震化を行う所有者に対して市町村が補助する場合に、その費用の一部を補助することで所有者の負担を軽減するものです。

4行目の建築基準適合判定資格者登録負担金は、建築基準法の改正により、建築基準適合判定資格者の登録申請に係る都道府県経由事務が廃止となり、個人から国へ直接申請となったため、県職員が登録をする場合に必要な登録免許税の支出を事務費から負担金に変更するものです。

以上、令和8年度の歳出予算の合計は、1億6,155万7,000円です。

次に、令和7年度補正予算について御説明いたします。5 ページを御覧ください。

右端の説明欄の、1 建築指導監督費の建築物耐震対策緊急促進事業費補助金は、建築物所有者が耐震改修工事等の検討調整をした結果、事業計画の変更があったことや、事業の契約金額が予定を下回ったことから減額を行うものです。

6 ページを御覧ください。繰越明許費の追加について御説明いたします。

建築指導監督費は、先ほど説明しました建築物耐震対策緊急促進事業費補助金に係るものです。建築物所有者が耐震改修工事等の検討調整に当初の予定より日時を要し、工事の年度内完成が見込めなくなったことから、3,598万5,000円の繰越明許費をお願いするものです。

建築指導課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 先ほどの道路沿いの耐震が必要な建物の対象の総数と、改修済みになった建物はどれぐらいですか。

◎菊池建築指導課長 4月時点ですけれども、沿道建築物の対象数は290で、耐震化が終わったものが73です。

◎細木委員 まだまだあると思います。繰越明許にも触れますけど、検討に時間がかかっているという部分では、やはり資材の高騰であるとかいうことで、当初見込んでしまったよりも結構かかるということは想定されるんですけど、理由など分かっちゃったらお願いします。

◎菊池建築指導課長 こちらの耐震改修につきまして、診断と設計につきましては、限度

額さえ超えなければ所有者の負担がゼロで終わるんですけれども、工事に至りましては5分の1、20%の負担が必要となってきますので、そこで所有者にちゅうちょがあるのではないかと思います。

◎細木委員 この制度自体は国費も入っちゃうと思うんですけど、それプラスほかの都道府県で上乗せして促進を促すとかやらないと、なかなかやはり5分の1っていったら。大きいもので5分の1というたら結構すると思うので。そこら辺はプラスアルファでやられているところがあるのか。また本県で、検討する余地はないのでしょうか。

◎菊池建築指導課長 沿道建築物は、道路の半分の高さが該当しますので、万が一それが倒れてきたとしても道路の半分の高さを塞ぐ程度になります。道路の幅以上の高さのものが倒れてしまうと道路を全部閉塞してしまうものがあるんですけれども、それにつきましては、100%を目指して今年度やろうと思うんですけれども、補助の上乗せは、今のところ考えておりません。

◎細木委員 ほかの都道府県でプラスアルファやりゆうところがあれば。

◎菊池建築指導課長 他県の動向につきまして、上乗せ補助をしている県はないと承知しています。

◎細木委員 全面塞いだら本当に大変なことになるので、そこは最優先でやっていただくことと、他県の動向も見ながら、また、国に対して補助のかさ上げを20%以上ということを要求として上げていただきたいと思います。

◎今城委員 290分の73終わっちゃって、あと220残っちゃうがですね。その中で道路を閉塞する建物は何個あるんです。

◎菊池建築指導課長 全部の道路を閉鎖するのは、残り4つですね。

◎今城委員 残り4つを来年度中に100%にするという意味ですか。

◎菊池建築指導課長 来年度中にはまず無理だと思っています。今、耐震改修促進計画を改定しているんですけれども、その目標があと10年あるんですが、その10年以内に100%にするという目標を立てております。

◎今城委員 予算的に昨年度4,500万円程度が今年度3,600万円と、約1,000万円も減っていますよね。やはり改修までやる人が少ないということですか。

◎菊池建築指導課長 まず市町村に要望が上がってくるんですけれども、市町村に要望が上がってきた時点で件数自体は多少減っております。

◎今城委員 取りあえず閉塞分を1日も早く、よろしくお願いします。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、建築指導課を終わります。

〈建築課〉

◎西内委員長 次に、建築課の説明を求めます。

◎田村建築課長 建築課の令和８年度当初予算、令和７年度補正予算について御説明いたします。

最初に令和８年度建築課の当初予算の説明をいたします。１ページを御覧ください。まず、歳入予算について御説明いたします。

第15款県債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

以上、令和８年度の歳入予算の合計は、６億7,954万1,000円です。

次に、歳出予算について御説明いたします。２ページを御覧ください。右の説明欄に記載している順に主なものについて御説明いたします。

３目建築費の説明欄の、２県有施設管理費のうち、維持修繕費、施設整備工事請負費は、出先機関の庁舎など県有施設の維持修繕に要する経費です。

自家用電気工作物保安管理委託料は、県有施設の高圧受電設備などの保安管理業務を委託する経費です。

設計等委託料は、先ほど説明いたしました施設整備工事を行うための設計業務等を委託する経費です。

３建築諸費のうち、一級建築士免許等取得負担金は、業務上必要となる一級建築士免許等の取得を促進するため、一級建築士試験等に合格した職員の登録免許税等を県が負担する経費です。これにより、一級建築士等の資格取得を促進し、若手技術職員の技術力向上を図ってまいります。

３ページを御覧ください。

４営繕諸費のうち、営繕積算システム等作成委託料は、建築工事では設計単価や設計内訳書の作成を電算化しており、このシステムの保守管理や市場単価調査などを委託する経費です。

以上、令和８年度の歳出予算の合計は、11億478万3,000円で、前年度と比較しますと、１億5,617万3,000円の増額となっております。

引き続き、令和７年度２月補正予算について御説明いたします。４ページを御覧ください。

歳入の補正について、第15款県債は、事業費の減少に伴い減額するものです。

５ページを御覧ください。

３目建築費の説明欄の、１県有施設管理費の設計等委託料、施設整備工事請負費は、計画修繕工事の設計委託料等が当初見込みを下回ったことや入札残など、執行残額等を減額するものです。

次に、繰越明許費の変更について御説明いたします。６ページを御覧ください。

繰越明許費については、12月議会でも議決をいただいておりますが、その後の執行状況の変化により変更をお願いするものです。

3 目建築費の県有施設管理費につきましては、幡多青少年の家、照明ＬＥＤ化工事など県有施設の修繕工事16件、設計等委託2件の計18件において、資材の納入に遅れが生じたことなどから、工事の年度内完成が見込めなくなったため、5億4,502万5,000円に変更をお願いします。

建築課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 県有施設の施設整備工事請負で、7億2,600万円の余りがありますけど、主なものを紹介していただけたらと思います。

◎田村建築課長 前年度と比較して、1億5,617万3,000円の増額となっておりますけれども、内容としましては省エネ関係のＬＥＤ化工事が、これまで再エネ交付金の対象になっておったんですけれども、起債分に揺り動いている分がありまして、その分の差額が単費として増額になっている形です。再エネ交付金が対象の分は、各事業課が予算化をするといったルールになっておりますので、その差額分になっておりますので、代表的なところでいくと、安芸総合庁舎のＬＥＤ化工事等が主な工事になります。あとは、西庁舎の空調の全面改善工事の設計委託料等がここに含まれることになります。

◎今城委員 営繕積算システム等作成費で、前回の産業振興土木委員会のときに、コンクリートの材料代が10倍の単価を入れて、違算でしたという報告があったんですけど、その営繕積算システムで異常なデータをチェックできる機能はあるんですか。

◎田村建築課長 ここが誤りですと出てくる機能はないんですけども、直接工事費と諸経費等の割合があまりにもかけ離れている場合などは視覚的に分かるようになっております。

◎今城委員 人間ミスをしますので、ミスを未然に防ぐような機能も少し持たせたらいいと思いますので、よろしくお願いします。

◎田村建築課長 この積算システムとは別に、新築があるごとに、建物ごとの営繕積算資料を建築課で蓄積しております。工種ごとの平米単価などをデータベースとして把握していただいておりますので、そういったものも活用しながら、ミスがないように努めていきたいと考えております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、建築課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎西内委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎大窪港湾振興課長 港湾振興課の令和8年度当初予算及び令和7年度の補正予算につきまして、御説明いたします。

まず、令和8年度当初予算です。1ページを御覧ください。歳入予算につきまして御説

明いたします。

9 款国庫支出金は、客船誘致に係る観光振興のための国からの補助金です。

14 款諸収入は、客船の受入対応を協力して行っております、高知市からの負担金などです。

以上、令和 8 年度の歳入予算の合計は、9,085 万 1,000 円です。

続きまして、歳出予算について、主なものを御説明いたします。2 ページの右側の説明欄を御覧ください。

2 ポートセールス推進事業費の 2 つ目、客船受入等業務委託料は、客船の受入対応に係る委託料です。この委託料につきましては、12 月議会で債務負担行為の御承認をいただいているものです。

次の、客船誘致促進事業委託料は、客船誘致に向け、海外船社へのセールス活動の一部を現地事業者へ委託するものや、他港と連携した誘致事業を行うものです。

2 つ飛ばしまして、客船誘致広域連携事業負担金は、東京都を中心に太平洋側港湾が連携して、外国客船を誘致する事業に対する負担金です。

次に、1 つ飛ばしまして、宿毛湾港等利用促進事業費補助金は、宿毛湾港やあしずり港への客船入港時に必要となるタグボートを、他港から回航する経費に対する補助金です。

3 ページを御覧ください。

高知新港コンテナ利用促進事業費補助金は、前年度に比べて貨物の取扱いが増加する荷主への補助や、温度管理が可能なリーファーコンテナを利用して輸出する荷主への補助など、高知新港のコンテナ利用の促進を目的にした補助金です。

現在、不定期で運行している内航船の定期化を目指し、来年度は輸出入への補助に加え、内航船で貨物を移出、移入する荷主に対しても補助できるよう制度を拡充しております。

続きまして、3 姉妹港交流促進事業費の 1 つ目、友好提携港会議出張業務委託料は、I N A P 加盟港等訪問時や I N A P 会議当日の現地移動に要する借上車の手配などを委託するものです。

以上、令和 8 年度歳出予算は、3 億 5,543 万 5,000 円で前年度に比べて、2,558 万 2,000 円の減額となっております。減額の主な要因は、高知新港客船ターミナルの床改修工事請負費の減額によるものです。

続きまして、令和 7 年度補正予算について御説明いたします。4 ページを御覧ください。歳入予算です。

歳入予算については、歳出予算に連動して補正を行うもので、国庫支出金や県債を変更するものです。

5 ページを御覧ください。歳出予算です。

右側説明欄の、1 ポートセールス推進事業費の 1 つ目、改修工事請負費につきましては、

高知新港客船ターミナルの床改修工事において、当初は客船の寄港に合わせて工事箇所を分けて実施する計画でしたが、効率的な施工が可能になったことにより、工事費を減額するものです。

次の、高知新港コンテナ利用促進事業費補助金につきましては、事業者からの申請が見込みを下回ったことにより、補助金の減額を行うものです。

2 姉妹港交流促進事業費につきましては、昨年10月にフィリピンのセブにおいて I N A P 会議を開催する予定としておりましたが、昨年 9 月末にセブ島北部で発生した地震の影響で開催が中止となったため、それに係る旅費を減額するものです。

合計で1,865万6,000円の減額となり、補正後の金額は3億6,678万3,000円となります。

港湾振興課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 高知新港のコンテナ利用促進の費用について説明がありましたけど、アメリカへの輸出はあまりないかもしれませんが、トランプ関税とかの影響は何か出ていますか。

◎大窪港湾振興課長 トランプ関税の関係で言いますと、我々が関係している企業にお聞きした関係では、まだそこまでの影響は出ていないとお聞きしております。商工労働部ですとか、農、林、水など、それぞれがヒアリングしている企業の中には、影響があるものもあるとお聞きしております。

◎細木委員 ちなみに影響が出そうなところは、どんな品目があるんでしょうか。

◎大窪港湾振興課長 トランプ関税と離れますけれども、イランの関係では白石工業という炭酸カルシウムの会社がありまして、そこがドバイの港が攻撃を受けたことなどによって少し影響が出ているということはお聞きしております。

◎土居委員 昨年度、高知新港客船ターミナルの床の改修工事が完了したということだと思いますけど、これは、産業振興計画等でよく出ていました、ターミナルで飲食を可能とする改修のことですか。

◎大窪港湾振興課長 産業振興計画との関係は、はっきり分かりませんが、この工事自体は、客船ターミナルが平成31年3月に供用開始されておりまして、床の一部にひびが入ったり、屋外の点字ブロックが一部剥がれるといった経年劣化が進んでいたことなどもありまして、実施をしたものです。委員から話がありました飲食の関係についても、防水や防汚、汚れに対応したコーティングとしておりまして、将来的にターミナル内での飲食が可能となった場合にも、対応しているものです。

◎土居委員 そしたら、それが可能になった改修であるということだと思うんですけど、実際、そういったことに活用されて、ターミナルの利便性は上がったという認識はあるんでしょうか。利活用されているんでしょうか。

◎大窪港湾振興課長 この工事は、まだ終わったばかりの状況です。本年度、クルーズ船の寄港数が100隻を超えたこともありまして、今、ターミナルの物販事業の運営体制の見直しを行っておるところです。その中で物販の事業者等と関係者で、協議の場を設けることを考えておりまして、その会の中で飲食の在り方等について、今後検討していきたいと考えております。

◎土居委員 高知新港コンテナ利用促進事業費補助金で、荷物の増加荷主に対する補助という話があったと思うんですけど、新規荷主へのアプローチであったり、商社とか通関業者を対象とした営業を強化するというのが、産業振興計画の中の土木分野の話で出てきます。産業振興計画の、そういった方向での取組は進められておるのでしょうか。また、K P I もありますでしょうか。

◎大窪港湾振興課長 高知新港コンテナ利用促進事業費補助金につきましては、委員からお話があったように、新たに利用する荷主への補助であったり、これまで利用している荷主、企業の方が、これまでの実績を上回った分に対して補助するような内容です。新規については、県内の企業とかは、かなり回り尽くしている状況もありまして、県内での新規の発掘は、なかなか難しい状況になってきております。今、四国のほかの3県を対象に、少し範囲を広げて回れないかと思っておるところです。

◎土居委員 何か見通しといいますか、手応え等はどうですか。

◎大窪港湾振興課長 今はどこの企業も、右肩上がりで貨物が増えていっている状況ではないですので、見通しとしてはそんなに甘くはないと認識しております。いきなり大口を得るというのはなかなかハードルが高いと思っておりますので、企業を数回って、少量の企業を少しずつ積み上げていくことで、対応していくしかないと考えておるところです。

◎今城委員 客船受入等業務委託料で予算見積書を見ると、宿毛湾港分がなしになって、一本化されているんですね。この狙いとか効果は何ですか。

◎大窪港湾振興課長 特に狙いがあるって一本にまとめたということではないんですけれども、これまで分けて計上していたものを、同じ委託先に一本で委託するものですので、まとめる形で整理をしたということです。

◎今城委員 宿毛にとってよくなるように、委託者にもよろしくお願いしたいと思います。

それと、せっかくの大型客船の寄港予定がしけのために抜港いうのを見たんですけど、今の高知新港でも船が着けない日和もありますか。

◎大窪港湾振興課長 ダイヤモンド・プリンセスが3月4日とおとといの14日に2回抜港しました。両方とも風が強かったことで、そこはもう船長の判断になります。やはり船長によって物すごく慎重に対応されたり、いろんな方がいらっしゃると思っておりますけれども、それはもうやむを得ないものと思っております。

◎今城委員 ダイヤモンド・プリンセスが大き過ぎて風を受け過ぎるということですか。

港の構造上、何かが足らんということはないんですか。

◎大窪港湾振興課長 ダイヤモンド・プリンセスもそれなりに大きい船ではあるんですけど、クルーズ船自体がかなり高さがありますので、やはり横風の影響は非常に受けやすいとお聞きしております。

◎今城委員 最後に、I N A P 会議です。効果や、やる意義について議論はないですか。

◎大窪港湾振興課長 効果ですけれども、まずI N A Pのメリットとしましては、情報発信や情報収集の場であること、また、経済交流、国際交流の場でもあると考えております。世界の港の先進事例や、情報を入手できることもありますし、防災の取組や、本県の強みをPRをできる場でもあると考えています。経済交流の場ということで言いますと、県内企業を経済ミッション団ということで派遣をしまして、県内企業にとっての輸出入のきっかけをつかむ機会になっております。さらに国際交流の場としては、各会員港が開催地の食であったり文化、歴史、伝統に触れることで、相互理解を深める契機にもなっています。

◎今城委員 よりいいものになるように改善して、今後も取り組んでいただきたいと思います。

◎大窪港湾振興課長 承知しました。しっかりと検討して進めてまいりたいと思います。

◎浜口委員 I N A P に関しては、私もスリランカのコロombo港に行ったときに高知と姉妹港ですねと声をかけていただいたんですけど、とんでもなく大きな港で驚いた記憶があります。今城委員がおっしゃるとおり、ぜひ何か連携していいものにしていただきたいと思います。

あとちょっと教えていただきたいんですけど、普通の貨物の利用の歳入予算は、港湾・海岸課になっているんですか。先ほど御説明いただいた中にありますでしょうか。

◎大窪港湾振興課長 貨物の利用の歳入の予算は、当課の予算の中には入っておりません。

◎浜口委員 では、港湾・海岸課の所管でよろしいですか。

◎岡本港湾・海岸課長 港湾使用料については当課で所管しております。

◎寺内副委員長 客船クルーズ船のポートビジネスを頑張ってくれているのは非常に評価をしたいと思うんですけども、先ほど委員からもあった分で、県は経済活動でできるだけ多く入れると。そのときに、クルーズ船については安全に入れんといかんので、海上保安庁がその許認可を持っているんで、岸壁の強度があってどれまでつけれるか、つけるスピードで着岸能力が出てくる。どうしても風圧を受けて、仮にそれを超えた中でやって事故でもあったら、頑張ってきたポートビジネスが元も子もなくなると思うんで。先ほど言われたのは致し方ない分でもあると思いますけど、まずは経済活動も当然ですけど、保安部とは安全も重視した上で連携してやってもらいたいということは、お願いしたいと思います。

その中で、1つはポートセールスの説明で、クルーズ船のことがありました。そして、

委員からもあったように、コンテナのバースについても、今頑張ってくれているということです。岸壁で言うたら7-1、2、3がありますけども、7-1はコンテナとポートビジネスで頑張ってください。7-3は、客船のクルーズ船で頑張ってください、7-2がバルク、ばら積みです。今、世界的な状態、またCO₂の削減で、もう日本の火力発電所もなくなったんで、石炭はどんどんなくなっていますけれども、高知県は石灰石が四国山脈の非常に世界でも評価されている質が高いもんですから、その輸出ということで、高知港と須崎港から出していると思うんですよ。そのときに高知港の分については、土佐山からコンベアで布師田まで下ろしてきて、その布師田まで下ろしてきた事業者は、これまで出しとったプラントの分の50万トンと100万トンまで倍に上げるということです。このプラントの分についても試験運用も終えて、本格的に運用しようとしている。高知新港へ来たときに、50万トンが100万トンということですから、従来の船でいうたら倍に増えてくる。7-2についてはポートビジネスをしなくても、増えることは港湾振興課からしたら非常にありがたいことやと思いますが、それをどのように評価されているか、お聞かせ願えますか。

◎大窪港湾振興課長 7-2のバースの関係につきましては、副委員長から12月議会でもお話いただいたところだと思います。それで、この2月にそのバルクのバースを利用している事業者を訪問して、7-2のバースの利用方法について協議を行ってきました。先方からはバルクの船積みには要する日数ですとか、非常に具体的な御説明をいただくことができて、今後はバルク船の船積みの迷惑にならない日程において、クルーズの受入れを行っていきたいと考えております。邪魔にならないように、できるだけクルーズ船を受け入れていきたいというのが県の考えです。

◎寺内副委員長 バースの調整はぜひともお願いしたいと思います。評価は逆にそうやって、7-1、7-2、7-3、全てがバース調整もできた上で、満船で、一時は釣堀とか言われ、変な形でやゆされるところもあったんですけど、今、本当に頑張ってくれて、港湾のほうは動いてくれておると思うんで、今後ともまた力を入れてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎西内委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎岡本港湾・海岸課長 港湾・海岸課からは、令和8年度当初予算と令和7年度補正予算につきまして、説明いたします。

なお、当課の予算は、一般会計と港湾整備事業特別会計がありますので、議案ごとに一般会計、特別会計の順に説明いたします。

まず最初に、令和8年度当初予算についてです。1ページを御覧ください。一般会計の歳入予算の主なものについて説明いたします。

科目欄の1つ目の7款分担金及び負担金は、港湾と海岸における補助事業や交付金事業及び県単独事業、また国直轄事業に関わる市町村の負担金で、次の8款使用料及び手数料は、岸壁などの港湾施設の使用料収入です。

2ページを御覧ください。

9款国庫支出金のうち、下段の11目土木費補助金は、港湾と海岸の整備に関わる国庫補助金や交付金です。

3ページを御覧ください。

表の中ほどの14款諸収入の3目過年度収入は、令和7年度より繰越します港湾と海岸事業の市町村の負担金などで、15款県債は、港湾と海岸事業の県負担金に充てる起債分を計上しています。

4ページを御覧ください。

以上、最下段に記載しています港湾・海岸課の令和8年度一般会計歳入予算の合計は、72億4,136万5,000円で、前年度より947万5,000円の増額となっております。

内容につきましては、歳出予算で説明いたします。

続きまして、歳出予算について説明いたします。5ページを御覧ください。

科目欄の最下段、2目港湾費の右側の説明欄、2港湾管理費は、港湾施設使用料の徴収や維持管理に必要な委託、また高知港などの国際港湾施設の保安管理の委託などを行うものです。

6ページを御覧ください。

4港湾美化対策事業費は、港湾区域内の清掃や緑地の維持管理を行う経費です。

一番下の、5プレジャーボート対策事業費は、プレジャーボート係留施設の管理委託などを行う経費です。

7ページを御覧ください。

8港湾維持修繕費は、高知港ほか12港で航路や泊地のしゅんせつや、老朽化した港湾施設の修繕などを行います。

その下の、9港湾整備事業特別会計貸付金は、港湾背後用地や荷役機械の整備にかかった起債を償還するため、一般会計から特別会計に貸付けを行うものです。

次に、科目欄の3目港湾建設費は、港湾施設の整備や補修を行う補助事業や交付金事業と国直轄事業の負担金です。

1重要港湾改修費は、高知新港の東第2防波堤と護岸の整備を、2地方港湾改修費は、奈半利港と下田港で防波堤の整備などを行います。

3港湾施設改良費は、久礼港で防波堤の改良工事を実施するとともに、高知港ほか8港

で岸壁などの補修工事を行います。

4 国直轄港湾事業費負担金は、重要港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港の3港と、避難港である室津港で、国が進めています防波堤の延伸や粘り強い化の工事に関わる県の負担金です。

8 ページを御覧ください。

8 項海岸費からは、海岸事業の予算となります。

海岸事業につきましては、農林水産省が所管します耕地海岸と漁港海岸、国土交通省が所管します河川海岸と港湾海岸のそれぞれで、地震津波対策や高潮侵食対策を進めてまいります。

9 ページを御覧ください。

科目欄の1目海岸費から説明いたします。

説明欄の2耕地海岸管理費、次の3漁港海岸管理費、4河川海岸管理費は、各海岸の水門や陸こうの維持管理と、海岸に漂着したごみの処理などに関わる経費を計上しています。

10ページを御覧ください。

6 港湾海岸管理費は、港湾海岸の水門や陸こうの維持管理委託と、東洋町の甲浦港海岸、香南市の手結港海岸の緑地公園の管理運営委託などを行う経費です。

8 海岸調査費は、香南市の手結港海岸で測量や基礎調査などを行うもので、9 海岸維持修繕費は、高知港海岸の排水機場や須崎市の灰方海岸ほか、13海岸で堤防の補修工事などを行います。

10高知港排水施設維持管理費は、浦戸湾内にある5つの排水機場の管理委託を行うものです。

11ページを御覧ください。

11海岸漂着物等地域対策推進事業費は、台風により海岸に漂着した流木などの処理を行う経費で、12海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費は、地震津波対策としまして、海岸堤防に設置されています陸こうを、コンクリートなどで閉鎖する常時閉鎖を行う経費です。

次の科目欄、2目耕地海岸保全費からは、それぞれ国の所管別の補助事業や交付金事業となります。

1 耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、宿毛市の大深浦海岸で海岸堤防の耐震補強工事を実施いたします。

12ページを御覧ください。

3 目漁港海岸保全費の、1 漁港海岸高潮対策事業費は、南海トラフ地震津波対策として、土佐市の宇佐漁港海岸の宇佐地区などで、海岸堤防の耐震補強工事を進めてまいります。

4 市町村管理漁港海岸保全事業費は、安芸市の穴内漁港海岸ほか4海岸で、安芸市などが実施します津波高潮侵食対策の海岸事業への補助金です。

13ページを御覧ください。

4 目河川海岸保全費の、1 河川海岸高潮対策事業費は、台風による高潮高波対策として、東洋町の野根海岸と香南市の岸本海岸で、2 河川海岸侵食対策事業費は、室戸市の岩戸海岸で離岸堤の整備を行います。

2 つ下の、5 国直轄河川海岸事業費負担金は、高知海岸で国が実施します高潮侵食対策工事や香南工区の耐震対策工事に関わる県の負担金です。

次の5 目港湾海岸保全費の、1 港湾海岸高潮対策事業費は、浦戸湾の三重防護対策として、高知港海岸の潮江地区などで、海岸堤防の耐震補強工事を進めるとともに、奈半利港海岸や宿毛湾港海岸においても、海岸堤防の耐震補強工事を進めてまいります。

14ページを御覧ください。

5 国直轄港湾海岸事業費負担金は、浦戸湾の三重防護対策として、国が施工します種崎工区やタナスカ工区などで、耐震補強工事や津波防波堤の整備などに関わる県の負担金です。

次に、科目欄の15款災害復旧費、1 目農林施設災害復旧費、15ページを御覧ください。

中ほどの、2 目水産施設災害復旧費につきましては、耕地海岸や漁港海岸で災害が発生した場合に速やかに対応できる経費を計上しています。

16ページを御覧ください。

以上、港湾・海岸課の令和8 年度一般会計歳出予算の合計は、80億4,149万7,000円で、前年度より2 億2,056万3,000円の増額となっております。

17ページを御覧ください。

次に、債務負担行為について説明いたします。

事項欄の港湾海岸高潮対策事業費につきましては、高知港海岸の中之島工区において、三重防護事業の進捗を図るため、4 億7,340万円を限度額とする債務負担行為を設定するものです。

18ページを御覧ください。

次に、港湾整備事業特別会計について説明いたします。

まず、歳入予算につきまして、科目欄の3 行目の1 目使用料は、野積場などの港湾用地や荷役機械の使用料収入で、2 目財産収入は倉庫などの貸付収入です。

次の、3 目諸収入は、港湾用地や荷役機械などを整備した際に借入れた起債を償還するために、一般会計からの借入金を計上しています。

その下の、4 目県債は、既に発行している債権に関わる償還資金を調達するために、新たに借換債を発行するものです。

以上、令和8 年度港湾整備事業特別会計歳入予算の合計は、4 億9,192万2,000円で、前年度より533万4,000円の減額となっています。

19ページを御覧ください。

次に、歳出予算について説明いたします。

科目欄の3行目の1目港湾整備事業費の、1港湾施設維持費は、重要港湾3港の倉庫や野積場などの維持管理に要する経費を、2高知新港管理運営費は、特別会計で整備した施設の指定管理に関わる経費のほか、高知新港のガントリークレーンや、電源設備などの修繕に要する経費を計上しています。

20ページを御覧ください。

3地方債元利償還金は、埠頭用地や荷役機械の整備に関わる起債の償還金で、次の2目臨海土地造成事業費の、1地方債元利償還金は、企業用地の造成に関わる起債の償還金です。

以上、令和8年度港湾整備事業特別会計の歳出予算の合計は、4億9,192万2,000円で、前年度より533万円4,000円の減額となっております。

以上で、令和8年度当初予算についての説明を終わります。

21ページを御覧ください。ここからは、令和7年度一般会計補正予算について説明いたします。

まず、歳入予算につきましては、歳出予算に連動して補正を行うもので、分担金及び負担金、国庫支出金、県債を変更するものです。

22ページを御覧ください。

以上、最下段に記載のとおり一般会計歳入予算の合計は、109億3,962万円で、10億298万9,000円の減額となっております。

内容につきましては、歳出予算で説明いたします。

23ページを御覧ください。歳出予算につきまして、主なものを説明いたします。

3目港湾建設費の説明欄の、1重要港湾改修費と、2港湾施設改良費は、高知港や宿毛湾港で護岸の整備や岸壁補修を予定していましたが、国の経済対策に係る補正予算において内示差が生じたため減額するものです。

次の、3国直轄港湾事業費負担金についても、国が高知港などで行う港湾工事に係る県の負担金を計上していましたが、国の経済対策に係る補正予算において内示差が生じたため減額するものです。

続いて、海岸事業に関する補正となります。24ページを御覧ください。

科目欄の3目漁港海岸保全費の、2市町村管理漁港海岸保全事業費は、当初予算における内示差が生じたため減額するものです。

1つ下の4目河川海岸保全費の、2河川海岸災害関連緊急砂防等事業費、25ページを御覧ください。科目欄の5目港湾海岸保全費の、4港湾海岸災害関連緊急砂防等事業費は、台風により海岸に漂着した流木などの処理を行う経費を計上していましたが、今年度は、

災害関連事業の採択基準を満たすような多量の漂着がなかったことから減額するものです。

科目欄の最下段、2目耕地災害復旧費、26ページを御覧ください。中ほどの1目漁港施設災害復旧費は、災害が発生した際に備えて予算を計上していましたが、令和7年度は災害が発生しなかったため減額するものです。

以上、最下段に記載のとおり、一般会計歳出予算の合計は、115億645万9,000円で、10億5,841万円の減額となっています。

28ページを御覧ください。ここからは繰越明許費について説明いたします。

繰越明許費につきましては、9月及び12月議会でも承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず、追加の主な事業につきましては、7項港湾費の2目港湾費、1行目、港湾管理費は、高知港などで照明灯のLED化に当たり、灯具の納期に不測の日時を要したことなどによるものです。

2目港湾費の3行目、港湾維持修繕費は、佐喜浜港のしゅんせつ工事を実施するに当たり、港湾関係者との調整に不測の日時を要したことなどによるものです。

次に、8項海岸費の1目海岸費の上から1つ目の河川海岸単独海岸保全施設整備費は、香南市塩谷海岸の堤防補強における消波ブロック製作ヤードでの粉じん対策について、地元調整に不測の日数を要したことなど、2つ目の港湾海岸管理費は、手結港海岸緑地公園内の園路整備工事において、関係者が実施するイベントと施工時期の調整に不測の日時を要したことなどによるものです。

2つ下の海岸維持修繕費は、高知港海岸の排水機場の監視制御端末の更新におきまして、新たな修繕箇所を確認したことにより、修繕計画の検討に不測の日時を要したことなどによるものです。

次に、3目漁港海岸保全費の上から1つ目の市町村管理漁港海岸保全事業費は、安芸市が行う穴内漁港海岸の離岸堤整備において、ブロック製作ヤードの調整に不測の日時を要したことなど、4市4海岸において年度内の執行が見込めなくなったものです。

29ページを御覧ください。

4目河川海岸保全費の1つ目の河川海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、高潮浸水想定区域ハザードマップ作成支援委託業務で、市町村との調整に不測の日時を要したことなどによるものです。

30ページを御覧ください。

変更の主な事業につきましては、3目港湾建設費の重要港湾改修費は、国の経済対策に係る補正予算において内示差が生じたため、繰越額を減額するもので、港湾施設改良費は、須崎港の岸壁改修におきまして、堆積土砂の撤去に不測の日時を要したことなどによるも

のです。

8項海岸費の2目耕地海岸保全費、上から4つ目の5目港湾海岸保全費の港湾海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、高潮浸水想定区域ハザードマップ作成支援委託業務で、市町村との調整に不測の日時を要したことによるものです。

8項海岸費の上から4つ目の5目港湾海岸保全費の港湾海岸老朽化対策緊急事業費は、香南市の手結港海岸における離岸堤補修の調査設計において、調査時期の調整に不測の日時を要したことによるものです。

31ページを御覧ください。次に、令和7年度港湾整備事業特別会計の補正予算について説明いたします。

歳入予算の主なものとしては、科目欄の3行目の3目諸収入につきましては、当初見込みを下回ったことから減額するものです。

以上、最下段に記載のとおり、歳入予算の合計は、4億8,400万円で、1,341万3,000円の減額となっております。

32ページを御覧ください。歳出予算となります。

科目欄の中段、1目港湾整備事業費の説明欄の、1港湾施設維持費は、須崎港の光熱費の利用が見込みを下回ったことにより減額を行うものです。

以上、歳出予算の合計は、4億8,400万円で、1,341万3,000円の減額となっております。

港湾・海岸課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎寺内副委員長 潮江地区の海岸堤防の整備について、L1で潮江地区浸水区域に県民の皆さんが非常に懸念をしておった分、どんどんと陸こうも狭めていただいて、高さも高くなり、強度も強固になるということで、L1では潮江地区の浸水区域に津波が入らないことを実感をしていますので、非常に評価が高いですから、ありがとうございます。

その中で浦戸湾全体を見たときに、全体がどんどん整備される中で、市場のある弘化台地区の整備が見えてこないんですけど、計画を教えてくださいませんか。

◎岡本港湾・海岸課長 弘化台地区につきましては、現在測量等々も準備しておるところですので、次年度以降も現地調査、ボーリング、設計等も含めて、検討をして進めておる状況です。

◎寺内副委員長 今の課長の説明であれば、調査をしていって、行く行くはあそこが空いとったらそのまま入ってきますので、埋立地ではありますけれども、弘化台地区も津波が入らないように整備をしていくことでよろしいでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 弘化台地区に限らずどこの地区もそうですけれども、現在の堤防の位置で津波の侵入を防ぐのか、どこに持っていくのかというラインの位置も含めて、検討を進めないといけないと考えています。また、そこは市場の機能もありますし、現在の

堤防も少し大きい陸こうがありますので、その辺も含めて総合的に検討していきたいと思っています。

◎寺内副委員長 ぜひ津波対策は、また検討していただいて進めていただきたいと思います。

◎岡本港湾・海岸課長 承知いたしました。

◎寺内副委員長 もう1点、観光に絡む分で、高知市が県の産業振興計画のアクションプランを受けて、桂浜が観光地として高知県の顔でもありますので、今、県が観光遊覧船を使って桂浜へ行くということを行っていただいて、旧南中高の南側の岸壁のところへ観光遊覧船の乗り口があり、多くの県内外の方、インバウンドの方も来られたりしています。もともとあった堀川地区には、新たなホテルができたり、また菜園場地区と周りも昔のにぎやかさを取り戻したいということで、高知市が観光バスターミナルをそのそばに構えて、そこから乗り降りをできたら非常にありがたいことです。県が関わってくれて努力をしてくれているみたいですが、大きな観光にも絡んでくるので、進捗状況を教えてもらいたいと思います。

◎岡本港湾・海岸課長 堀川地区での観光遊覧船の乗り降りにつきましては、現在、観光部局と調整しているところです。もともと堀川の浮き桟橋は乗降施設になっていないことから、それを位置づけるとか、観光部局で、地元の住民の意見など、御要望もあろうかと思いますが、その辺も含めて観光部局と当課で、今調整を行っているところです。

◎寺内副委員長 課題もあるでしょうけれども、何とかクリアにさせていただいて、港湾・海岸課が努力してくれていると聞いていますので、それが成就すればまた違う意味で、アクセス等によって観光振興に寄与できると思いますので、御努力をお願いいたします。

そして、その中で桂浜に降ろすということで、今、大本の桂浜の堤防のところに桟橋をつくってくれたんですけども、横波等で非常に着岸しにくいということです。新たな分を、今、国と一緒に検討してくれて努力もしてくれているみたいですが、観光遊覧船を桂浜にできるだけ近い位置で降ろすために、計画で何か努力されている点はないでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 令和元年度か2年度ぐらいに整備した桂浜地区の乗降施設ですが、今副委員長がおっしゃられたように、船舶の航跡波という、通った後の波を受けて、なかなか船がつけづらいという話も聞いています。また、遊覧船を運航する事業者とも、桂浜での乗り降り、観光に寄与するようなことも含めて、話もしていけたらと思っています。

◎寺内副委員長 元は観光のことですが、港湾管理者として努力できる点があったらお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

部長から何かありましたら教えてもらえませんか。

◎横地土木部長 クルーズ観光は、昨年度から今年度にかけて船舶も倍増したことで、高知港は非常に盛り上がりを見せているところですので、土木部だけではなく、ほかの部にも非常に関わってまいりますので、しっかりと連携をとって取り組んでいきたいと思っております。また、高知港は100隻を超えるクルーズ船の寄港ということになっておりますけど、ほかの港湾も、これから重要な位置づけになってまいります。様々な商品開発等も含めて、船側の需要は土木部がつかみつつ、また丘側のニーズ等は、例えば観光振興スポーツ部といったところがいろいろ情報を持っていると思いますので、そういうところとも連携をしながら、高知県内での新たな観光の在り方を、土木部もしっかりコミットしていきたいと思っております。

◎細木委員 特定利用港湾の関係ですけど、自衛隊の艦船やアメリカの艦船なんかの寄港利用がかなり増えているという情報もあるんですけど、そこら辺はどんなふうに把握しているでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 今年度の自衛隊艦船の県内港湾の利用につきましては、全体で9回、うち高知港で6回、須崎港で2回、宿毛湾港で1回となっております。そのほとんどが広報活動であったり災害時の物資輸送訓練ですけれども、昨年10月に自衛隊で統合演習という形で須崎港が使われた実績があります。あとは地元の港のお祭りであったり、リクルート活動などの利用です。令和6年度の実績が5回、その内訳として、高知港が3回、須崎港が1回、宿毛湾港が1回ですので、少し増加しております。

◎細木委員 民間利用優先ということがうたわれちゃうがですけど、その点では事前の依頼とかはしっかりできて、スムーズにやられているんでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 まず港湾利用につきましては、岸壁を使いたいところから予約があったら、まずはそちらを優先します。その際に、もしその日に自衛隊艦船が入りたいとなったら、もう先約が入っていますということも話していますし、その辺の調整は十分できていると認識しております。

◎細木委員 関連です。7ページの予算のところで、重要港湾の改修など幾つか項目があるんですけど、特定利用港湾絡みで、国からこういう施設をつくりたいというものは、この中には入っていないでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 特定利用港湾での予算と申しますか、これまで特定利用港湾に関して話があったのは、国直轄事業での予算配分ということをお伺いしています。7ページの下段の重要港湾改修費から港湾施設改良費につきましては、県事業分です。国直轄港湾事業費負担金は一番最下段の欄です。

◎細木委員 この国直轄港湾事業費負担金の9億4,000万円の中には、特定利用港湾絡みの、例えて言うたら弾薬庫的なものとか、入っているものはないでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 この国直轄事業におきましては、防波堤の延伸であったり粘り強

い化の予算でありますので、今、細木委員がおっしゃられたような予算は入っておりません。

◎坂本委員 関連です。7ページの国直轄港湾事業費負担金ですが、前年度から3億円近く増えていると思うんですけども、特に今回新たな事業や、今やっている事業の加速化といった特徴的なものはあるのでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 国直轄事業におきましては、主に高知港での防波堤の延伸と粘り強い化が予算のほとんどとなっておりますので、これまでと変わらない内容となっております。

◎坂本委員 あと、債務負担行為の関係で、中之島工区の事業費が4億円ぐらいあったかと思うんですけども、具体的にどういうものを予定されているのか。

◎岡本港湾・海岸課長 この債務負担行為でお願いする案件につきましては、令和8年度から9年度で、4億7,000万円強の債務負担行為をお願いするものです。いずれも中之島工区での海岸の耐震補強や、かさ上げ等々の整備費内容です。

◎坂本委員 海岸の耐震補強は堤防のことですか、それとも岸壁のことですか。

◎岡本港湾・海岸課長 海岸堤防です。

◎浜口委員 使用料収入が港湾・海岸課で、貨物の輸出入に関しては港湾振興課が所管ということで、港湾振興課で頑張った分が港湾・海岸課の収入として入っているというたてつけだと思います。使用料から見て、来年度に向けて増えれば増えるほどありがたいと思うんですけども、予算的には、1,600万円ぐらいの変動だったと思うんです。客船と県内の事業者の輸出入に関しては、これまでと、来年度、何かトピックがありましたら教えてください。

◎岡本港湾・海岸課長 使用料収入につきましては、今年度と来年度を比較しますと、浜口委員がおっしゃられたとおり、1,600万円ぐらいの減額となっています。その内容を少し当方で分析をして考えてみたんですけども、客船が入港した際の係船料の収入も入っていますが、そちらについては増加傾向となっているものの、重要港湾3港で取扱荷物が減ったので、その絡みで来年度については使用料収入を少し減額することを見込んでおる状況です。

今後は、先ほどお話もありましたけれども、新港でのバルク貨物がこれから少し増加傾向であるという話も入ってきている上に、さらに客船が来年度も100隻ぐらいの数があるということもありますので、使用料については一定確保できるものではないかと想像しておるところです。

◎浜口委員 新港を建設するとき、本来は県内のいろいろな物流の拠点になるということだったと思いますし、それによって県内事業者の方々も活性化されていくものと思います。客船は大変ありがたい面もありますけども、本来の目的を忘れずに、港湾振興課、土木部

で、来年度はより一層頑張っていたきたいと思います。

◎細木委員 耕地海岸のことです。今、高知市から東のほうがどんどん進んではいるんですけど、大体香南市ぐらいまでの予定でやりゆうやないですか。そこから東のほうの計画は、どんなふうになるのか。県全体で、すぐに海岸のないところで花とか、芋とかをいろいろやりゆうところが多いやないですか。そういうところの保全のための県全体の計画は、今後どんなふうになるんでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 海岸の堤防整備につきましては、今県内であちこち整備を進めておる状況です。今お話にありました耕地海岸の国直轄事業ですけれども、去年4月に香南工区として事業化されて、今年も現地測量であったり調査設計が進められておるところです。それから東につきましては、ここをいつやるという具体的な計画はないんですけれども、香南工区に隣接している赤岡漁港海岸と手結港海岸があり、県管理となっております。そちらについては、来年度ですけれども、現地調査や測量等々に入っていきたいと思っておるところです。

◎細木委員 要望もあると思いますので、対応していただきたいんですけど、県全体のいろんな海岸沿いのところで農業をされている方がいるじゃないですか。そこの辺の保全計画は、どんなふうになっているんですか。

◎岡本港湾・海岸課長 耕地海岸につきましては、現在宿毛市の大深浦海岸で整備を進めておりますけれども、そのほかは具体的にここをやるとか、その辺の話はまだない状況です。まだ、そういう要望はない状況です。

◎西内委員長 1点だけ教えてください。特別会計の貸付金ですけれども、去年よりは膨らんでおるということで、整備に係る起債償還の状況と、今後の収支改善に向けた見通しが分かればお願いします。

◎岡本港湾・海岸課長 現在、特別会計につきましては、毎年、起債の償還等々を行っておる状況です。収支については特別会計へ、港湾使用料としてガントリークレーンの使用料や、野積場、それから倉庫の貸出しなどの収入がある状況です。特別会計の歳出としては、現在のところ新たな施設を造る計画はありませんので、今後は償還が大分減ってくることを見込んでおる状況です。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

これで、土木部の議案を終わります。

《報告事項》

◎西内委員長 続いて、土木部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

〈土木政策課〉

◎西内委員長 まず、令和８年度入札・契約制度（総合評価方式）の主な改正について、土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 土木政策課から２件の報告事項について、御説明いたします。

２ページを御覧ください。

初めに、令和８年度入札・契約制度（総合評価方式）の主な改正内容について、御説明いたします。

なお、改正につきましては、高知県建設業協会や測量設計業協会、四国地質調査業協会高知支部などとの意見交換を踏まえて見直すものです。

まず資料の上段、建設工事につきましては、同種・類似工事の成績評定は、その対象を過去３年間としておりますが、競争性を確保するため過去５年間に変更します。また、過去５年間でも競争性が確保できない場合は、過去１０年間にできることとします。

次に、ワークライフバランス推進企業認証を新たな評価項目として設定します。この認証制度は、仕事と家庭の両立の推進などの職場環境づくりに積極的に取り組む企業を県が認証するもので、新たな評価項目とすることにつきまして、今年度は周知期間とし、令和８年度から運用を開始いたします。

次に、資料の下段、委託業務につきましては、同種・類似業務の実績は、その対象とする履行場所を高知県内としていますが、高度な技術力を要する業務などは、四国内または全国の履行実績とすることにより、入札参加機会の拡大や競争性を確保します。

その下、若手・女性技術者の雇用は、これまで管理技術者になり得る資格を有する場合のみ５点としていますが、技術者の確保や雇用拡大の観点から、管理技術者になり得る資格を有していない技術者の雇用も評価することとします。

一番下、同種・類似業務の成績評点は、過去３年間の成績評点を評価していますが、競争性を確保するため過去５年間に変更し、過去５年間でも競争性が確保できない場合は、過去１０年間にできることとします。

また、対象の発注期間につきましては、従来の高知県と四国地方整備局に加えて、高度な技術力を有する業務であって、高知県内または四国内で十分な発注実績がない場合は全国に拡大することとします。

１件目の報告は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 実績について、四国内、全国と拡大するんですけど、拡大することによって、県内の業者が不利益になるとか、不利になるという想定はないですか。

◎小笠原土木政策課長 工事も委託も県内発注が前提です。ただ、例えば浮魚礁とか、年間の発注件数が少ない特異な業務につきましては、どうしても県外の事業者の力を借りる必要があります。県内発注を前提に入札参加できそうな事業者の数を確保して、県内で確

保できない場合には、対象の業務の範囲、または年数を広げていく考えです。

◎西内委員長 それぞれの業界にも説明してくださっておるということですがけれども、例えば地質や設計、測量というのは、それぞれ微妙にコストがかかるところや、中の体制が違ふと思うんですね。それがこの委託業務という一くくりの中の制度設計でやることによって、それぞれの業界の絶妙な意見調整でこれができちゃうもんでね、なかなかバランスが難しいという話もあるんじゃないかと思うんで。例えばこの委託業務を、それぞれの業界の特性に合わせて、サブ項目みたいな感じで評価のところを置くことによって、何かそれぞれの業界の特性に応える設計施工はできないもんですか。

◎小笠原土木政策課長 総合評価の項目の適用のお話だと思いますけれども、それは工事でも同じように、土木一式か、また橋梁の上部工だけか、工事でも同じような御指摘があると思います。そこは過去の受注実績を登録する、工事でしたらコリンズ、委託でしたらテクリスという情報のデータベースがあるんですけれども、その情報データベースを見て、例えば今年度に発注する業務について、特異な、数の少ない業務をいつ頃発注しているかを見ながら参加資格や評価項目をどう適用して、どういう業者が手を挙げることができるのか。今回の改正のように、例えば直近3年間で発注実績を持ってない業者でしたら、そういう公告をしますと、先の目がないということで、もう応札自体から諦めてしまいます。そういうことを防ぐために、5年間に延ばすことで、これだったら手を挙げれるということで、入札参加の機会を確保していきたいというものです。

◎西内委員長 業者からは、例えば5年とか間口を広くすることによって、県外に入られて、自分らは大手にやられるという心配をするところもあるんですけれども、先ほどの課長の説明やと、原則として県内発注向けでやって、どうしても漏れるものについては、県外の事業者の力を借りると。もちろん県内も当然3年から5年に増やすことによって増えたりもするんでしょうけど、基本は県内で賄っていくということがベースにあるという理解でいいですか。

◎小笠原土木政策課長 そのとおりです。例えば委託で、県内事業者だけで受注が難しい高度な技術を要する業務といいましたら、ダムの設計やトンネルの設計が挙げられますけれども、年間の発注でいきますと令和6年度で1桁台ぐらいです。数少ない中で、どうしても県内でできない部分はあります。

◎土居委員 来年度の入札制度改革が、工事も委託も、受注機会の拡大という方向でいけばそれでいいと思うんですけど、心配しているのが、一昨年的事件以降、地質調査業務に関しては500万円以上が総合評価になって、総合評価がかなり多くなった中で、受注企業に偏りが出てきているところがすごく大きな課題になってきました。今回の入札制度改革で、そういった受注機会の拡大とともに、偏在も解消される見込みがあるんでしょうか。その辺はどう捉えておられますか。

◎小笠原土木政策課長 令和6年度から総合評価を導入しまして、それと並行して、地質調査業務で談合と認定された14事業者の応札が、全体的に始まり出したのが令和6年10月ぐらいからになります。指名停止の期間が短い業者は、8月ぐらいから応札できよったんですけれども、そういう事業者が、令和6年度後半の最初の頃はどんどん取っておりまして、その偏りは大きかったと思います。ただ、どうしても偏りは、これからも引き続き、令和7年度のこの制度改正の部分で、どういう入札結果があったかを分析していきますし、そんな中で、まず競争性を確保するのに、期間を延ばすことで、より多くの事業者が参加をできるようにという考えです。

◎土居委員 ちなみに、業界からも声は聞いていると思うんですけど、地質調査業協会にも、説明なり意見聴取をしたんですか。

◎小笠原土木政策課長 お時間をいただいて、わざわざ来ていただき内容を御説明しています。十分時間が取れなくて、また御意見がありましたら教えてくださいということであったんですが、今のところ特段の意見はいただけていなく、この改正内容で御理解していただいていると認識しております。

◎土居委員 分かりました。あの件、当然業界が悪いわけですが、2者が事業を畳んで、その後でまた偏りが解消されない状況が続けば、なかなか取れないところがずっと取れない状況もあるという話も聞いております。ぜひ少しでも解消して、広く受注が得られるようにお願いしたいと思います。

◎小笠原土木政策課長 御指摘のように、今後も偏りがないように入札結果の分析をするとともに、まだ委託の総合評価は運用し始めて2年間しかたっておりませんので、これからもそういった結果を見ながら、またそれを事業者にお返しして、どういった改正内容が一番いいかを引き続き検討していきます。

◎大野副部長 1点補足しますと、今、土居委員からお話のありました地質業業務につきまして、過去の同種・類似業務の評定点等の対象を、3年から5年にするということで、3年であれば、既に指名停止の期間も含めた、おおむね実績を持っている業者が数者に偏っていますので、それが現状ややもすれば業者の受注の偏りに見られるということで、これを5年に遡ることによって、より競争性を持って応札してもらいたいという意図を持っています。

◎寺内副委員長 成績評価対象の期間で、今、副部長からも説明があったように、競争性の確保、言うたら参加会社数になると思うんですけど、これがどういった状態か説明してもらえませんか。

◎小笠原土木政策課長 高知県の発注のベースとしまして、一般競争入札もそうですけれども、指名競争入札におきましても8者以上というボーダーラインを設定しております。さきほど御説明しましたコリンズやテクリスというデータベースを見ながら、今回発注す

る業務だと、例えば5,000万円以上で工事を設定したときに、何者がそういう実績を持っておるかを見ます。例えば5,000万円で設定したときには8者以上のところが、7者しか該当者がいない場合は、設定を下げるであるといったことを検討しておりますので、そういった意味で競争性を確保すると捉えていただければと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

次に、県発注の地質調査業務における談合事案の賠償金等の債権管理について、土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 続きまして、3ページを御覧ください。

県発注の地質調査業務における談合事案に関する賠償金等の債権管理について、御報告いたします。

まず、1経過としまして、賠償金・違約金の請求までの状況を御説明します。

令和4年10月25日に公正取引委員会が県内で地質調査業務を請け負っています測量会社など14者に対して、独占禁止法第3条に規定する不当な取引制限の禁止に違反するとして、立入り検査を実施しました。

令和5年9月28日に14者を独占禁止法違反行為者として認定し、排除措置命令または課徴金納付命令を発出しました。

令和6年3月29日に、排除措置命令が確定したことを受けまして、県から契約案件のなかった1者を除く13者に対して賠償金・違約金を、令和6年6月7日付で請求いたしました。

5ページを御覧ください。

令和6年6月定例会の産業振興土木委員会にて御報告いたしました、賠償金・違約金の金額などを整理した資料を参考に添付しております。

県が請求しました賠償金・違約金の総額は、表の右から3列目にありますとおり、6億2,000万円余りです。

このうち、左端のナンバー4、長崎テクノ（株）と、ナンバー7の（株）種田工務を除く11者が賠償金・違約金を令和6年7月31日の納期限までに一括納付しております。

3ページにお戻りください。

2賠償金等が未納である2者への対応経過についてです。

（株）種田工務につきましては、令和6年8月に代理人弁護士から破産手続を進める旨の連絡を受けております。

令和7年2月には高知地方裁判所から破産手続開始通知により、破産法に基づき破産手続が開始されており、これ以降、破産管財人による不動産等の換価処理が進められ、令和7年12月の債権者集会にて、破産管財人から不動産等の換価が終了した旨の説明がありました。

長崎テクノ（株）につきましては、令和6年7月以降、賠償金等の納付について、代表者や会社役員との協議を重ねるなどの対応をする中、令和7年11月に、代理人弁護士から長崎テクノ（株）の破産手続を受任した旨の通知を受けており、現在代理人弁護士が破産法に基づく破産手続開始申立てに向けて対応中です。

4 ページを御覧ください。

3 今後の見通しについてです。

（株）種田工務につきましては、今月中旬に開催予定の債権者集会にて、破産管財人から、県を含む債権者に対して配当金が示されることとなっております。

4 月にそれぞれの債権者への配当が行われた後、6 月頃に破産手続が終了する予定となっております。

県としては、破産手続が終了した後、法人登記の閉鎖を確認した上で、賠償金・違約金の全額を回収できない場合は、直近の定例会に債権放棄の議案を提出させていただくことになります。

長崎テクノ（株）につきましては、①現在、代理人弁護士が破産法に基づく裁判所の破産手続開始の申立てに向けて、対応しているところです。

破産手続の開始申立てが行われた後は、（株）種田工務と同様の流れとなり、②裁判所から県を含む債権者に対して「破産手続開始通知書」が送付され、破産管財人による破産手続が始まります。

その後、③債権者集会が複数回開催され、④不動産等の換価終了をもって、それぞれの債権者への配当額が提示されます。

⑤配当額が提示された後は、約一月後に債権者として配当額を受入れ、約2か月後に破産手続廃止（終了）や法人登記の閉鎖確認を行います。

⑥賠償金・違約金の全額を回収できない場合は、直近の定例会に債権放棄の議案を提出させていただくことになります。

なお、全体のスケジュール感としては、裁判所からの破産手続開始通知書を、現時点で受けていないこと。また、不動産等の資産の換価に時間を要すると想定することから、種田工務と比べて1年以上の期間を要する見通しです。

賠償金・違約金が未納である2者は、御説明しましたとおり、破産法に基づき破産手続が進められていることから、その手続の進捗確認や債権者集会への出席により、債務整理の状況を把握しながら、県議会への御報告など必要な対応を適切に行ってまいります。

土木政策課からの報告は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

（なし）

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

これで、土木部を終わります。

《採決》

◎西内委員長 これより採決を行います。

今回は議案数15件で、予算議案 8 件、条例その他議案 7 件であります。

それでは、採決を行います。

第 1 号「令和 8 年度高知県一般会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 挙手多数であります。よって、第 1 号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 8 号「令和 8 年度高知県土地取得事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第 8 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号「令和 8 年度高知県港湾整備事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号「令和 8 年度高知県流域下水道事業会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 挙手多数であります。よって、第20号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号「令和 7 年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号「令和 7 年度高知県土地取得事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第30号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第37号「令和7年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第37号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第39号「令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第39号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第46号「高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第46号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第58号「高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第58号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第59号「高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第59号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第60号「高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第60号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第61号「高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第61号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第71号「国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第71号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第72号「春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第72号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

〈執行部退席〉

◎西内委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、17日及び18日の委員会は休会とし、19日の木曜日の午後1時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いします。

これで本日の委員会を閉会します。

(14時42分閉会)